

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年12月14日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田 誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原 勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

中村満雄君 前川原正人君

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	馬場勝芳君	農林水産政策課長	永山正一郎君
農林水産政策課政策G長	鎌田順一君	農政畜産課長	桑木治夫君
農政畜産課兼農政第1G長	山下 晃君	農政畜産課農政第2G長	末松正純君
農政畜産課畜産G長	馬場光幸君	林務水産課長	石原田 稔君
耕地課長	島内拓郎君	耕地課長補佐兼管理G長	徳丸慎一郎君
耕地課兼耕地第1G長	川崎千秋君	溝辺総合支所産業建設課長	齋藤 修君
溝辺総合支所産業建設課産業振興G長	八反田竜一君	溝辺総合支所産業建設課主査	尾辻善尋君
横川総合支所産業建設課長	古城敦雄君	横川総合支所産業建設課産業振興G長	戸高一朗君
横川総合支所産業建設課主査	上平熊 学君	商工観光部長	池田洋一君
商工振興課長	谷口隆幸君	観光課長	八幡洋一君
観光課観光地づくりG主任主事	田ノ上伸吾君	建設部長	川東千尋君
建設政策課長	茶圓一智君	建設政策課主幹兼政策G長	別當正浩君
建設政策課政策G主任主事	上野 都君	建設施設管理課長	長谷川俊己君
建設施設管理課道路管理G長	大岩根 充一君	建設施設管理課道路管理G主査	隈元秀一君
建設施設管理課公園管理G長	川畑 誠君	建設施設管理課公園管理G主任主事	二田 剛君
土木課長	猿渡千弘君	土木課道路整備第1G長	松形一敏君
霧島総合支所産業建設課長	原田 修君	霧島総合支所産業建設課主幹兼温泉G長	谷山一治君

霧島総合支所産業建設課主査 冷水辰雄君

7 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場 代表理事 平 邦 範 君

8 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原 田 美 朗 君

9 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第117号 指定管理者の指定について（霧島市国分野口生活改善センター）

議案第118号 指定管理者の指定について（霧島市国分新町生活改善センター）

議案第119号 指定管理者の指定について（霧島市国分広瀬生活改善センター）

議案第120号 指定管理者の指定について（霧島市国分広報研修施設）

議案第121号 指定管理者の指定について（霧島市国分本戸営農研修施設）

議案第122号 指定管理者の指定について（霧島市国分松木営農研修施設）

議案第123号 指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）

議案第125号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）

議案第126号 指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）

議案第127号 指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）

議案第128号 議案第73号 指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）

議案第129号 指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）

議案第130号 指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）

議案第133号 指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

議案第135号 指定管理者の指定について（隼人駅前公園，町後公園，大津公園，辻公園，見次公園，小路公園，小浜公園，日当山温泉公園，三田坪公園，姫城中央公園，姫城公園，西瓜川原公園，稲荷山公園，住吉運動公園，垂水公園，中姫城公園，天降川運動公園，武安公園，嘉例川駅前公園，真孝公園，空港公園，川尻公園，新川公園，隼人塚北公園，隼人塚南公園，隼人塚東公園，八幡公園，くまの公園，下馬場公園，あさひ公園，竜石ゾーンポケットパーク，牧之原近隣公園，鉄道記念公園，亀割公園）

議案第137号 字の区域の変更について

議案第138号 字の区域の変更について

議案第139号 字の区域の変更について

議案第144号 市道路線の認定について

陳情第2号 陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

陳情第6号 食品乾燥施設建設に関する陳情書

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月14日の本会議で本委員会に付託になりました、議案19件及び陳情1件及び継続審査となっております陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第6号、食品乾燥施設建設に関する陳情書

まず、陳情第6号、食品乾燥施設建設に関する陳情書について審査いたします。本日は、陳情者である農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場代表理事平邦範様に御出席をいただいております。平様に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して、起立して発言していただきますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは、説明をお願いします。

○陳述人（平邦範君）

ただいま御紹介いただきました平と申します。本日はよろしく願いいたします。この度、乾燥施設に関する陳情をいたしました。陳情事項ですが、霧島市による地域資源（熱資源）を活用した食品乾燥施設の建設を求めるものであります。陳情の理由・経緯について、お示ししてありますが、現在、私ども鹿児島黒豚を生産していますが、鹿児島黒豚の必須飼料としまして、どうしてもサツマイモが必要です。それに控え、日本でも世界でもG I（地理的表示保護制度）というものがあまして、地域の資源を使ったものが、くくりとしてあります。将来、黒豚の資料が国内もしくは県内産である必要があるわけです。十数年来、危惧していたのですけれども、なかなかそういう動きがなくて、現在、ほとんどが外国産と示しておりますが、中国産を使っているわけです。みなさんも中国というイメージが、今後、鹿児島黒豚として世間にわたった場合に評判がどうなのかなど。それと、地域活性化ということで、以前から騒がれてはいますが、なかなか着点が見えずに活性化が見えないところです。しかし、この足下にいるこの室に目を落としたときに、離農したり畑が空いたりしたところを、うまく使えないかということも含めて乾燥機が一つのネックになるんじゃないかなど。二、三年前に国分の薩摩ビール園というところが大型の乾燥機を持っておりまして、そこを県と段取りしまして1年位、試作したんですが、どうしても燃料である重油にコストが掛か

り過ぎて、1年でやめたんです。県内に数か所サツマイモを使ったかりんとうとかお菓子だとか作る場所があり、何万トンというその残渣が出るわけです。それを廃棄物として、お金を払って処分している状況です。県と情報を集めて、それをただで頂いて、今、乾燥していたんですが、そこがだめになったものですから、県としてもこれ以上はできないということだったんですけども、せっかく集めたものなので、つなぎとしてどこか探してくれということで、都城の鶏糞を燃やして発電している南国興産株式会社が、乾燥機もやっているということで、そこに現在、依頼してやっているわけです。それを考えたときに、地元で循環することによって経済効果も生まれんじゃないかなど。ヒト・マチ・シゴトということで、霧島市においても12万7,000人ぐらいで13万人を目指しているということで、仕事がなければここにとどまらないだろうと。現在のタイミング、地域活性化ということもあって、できれば霧島市で地熱とか有効な資源を活用して仕事をつくると。昨日、テレビでキンビール提供の「世界の九州が始まる！」という番組で、来週の予告がありました。鹿屋市のオキスという乾燥機のあるところですけど、乾燥で世界にチャレンジするというのでした。今まで運送屋をやっていたんですけど、それでは成り立たないということで、食品乾燥をやりだしたと。乾燥することによって、かなりのメリットがあり、又はおじいさん、おばあさんお家庭農園の余ったものを引き取ったりしており、東南アジアでチップが商品としてうけているらしく、その模様が来週の日曜日にあります。15分番組でなかなかいい番組で私は録画して見るんですけど。そういったことで、乾燥ということは、いろいろな面でメリットが出るのではないかなど。私は、芋で提案しているんですけど、芋だけではなくていろいろな面で、取り過ぎたり調整するものや商品規格に合わないものを乾燥する。乾燥したら粉末にして練りものに使われると。そういった形で視野が広がり、農業の所得も上がっていいのではないのかなどということから、これを他に取られる前に霧島市でやったほうがいいのかと。それと豚なんですけど、鹿児島県で黒豚が一時は45万頭いたんですけど、だんだん減って30万頭いるんですけど、それに与える餌というのは、相当数の餌がいると。残渣だけでは賄えないですから、県と連携して、今、大隅の県の試験場で反収の高い芋の選別をしてあります。選別をしてそれを休耕地に植えてもらうとか、いろんな形でただ黒豚をテーブルミートとして生産するというのではなくて、鹿児島のブランドで黒豚が鹿児島の地域活性化に一役買うというリサイクルアニマルとして活用すると。昨日も和歌山県の修学旅行生20名が黒豚に興味があるということで分科会として食事をされ、どうしても農場を見たいということになって見られて、そのあと霧島国際ホテルに泊まりました。逆のパターンがあるんですね。今までは、観光はゴルフ、温泉のついでに食事がどこかないかということだったんですが、今はガラッと変わって、食事をしたくてせっかく来たんだから、どこか温泉やホテルはないかということで、今回の修学旅行も分科会で分かれて黒豚の対応をしてくれるから、霧島に泊まってもらうという、そういう流れになっているわけです。ですから、今観光の流れも以前と全然違ってきて食が人を呼ぶということになっています。霧島市が地理的にロケーションも国際空港もありますし、いろいろな面で恵まれている地の利をもっと観光にもうまく生かせればと。私どもは農商工で連携88選

の認定を受けていますけれども、私は農商工観として連携してやればと。私は黒豚一本でやっているんですけれども、30年前ここに縁もゆかりもない中からゼロからこれだけになるんですから、これだけの魅力を持ったものが足下にあるわけですから、それをうまく連携して、実際に今、乾燥代は南国興産にお金を払っているわけです。それを地元でやれば、地元の雇用にもつながるし、また農家も助かるのではないかなと。そういう部分ではぜひ皆さんに御理解いただきたいということで、今回の陳情は、県でも良かったんですけれど、まずは足下の皆さんにお願いしたほうがいいのかということ、今回初めての挑戦ですけれどもよろしくお願いします。

○委員長（池田綱雄君）

これより陳情第6号について、陳述人への質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（厚地 覺君）

今、いろいろ説明を受けたわけでございますけれども、おたくの牧場は何頭いるか分かりませんが、現在、都城の南国興産というところに出されているということですが、年間何百トンぐらい乾燥として出されているのか。そして、おたくの牧場で、は乾燥代というのは幾らぐらい掛かっているのか教えてください。

○陳述人（平邦範君）

今、御質問いただきました乾燥芋の件ですが、これは1万5,000tを残渣として集めています。それを南国興産に乾燥を委託しており、乾燥した場合3分の1の5,000tになります。年間出荷頭数20万6,000頭に芋を60日間与えるんです。1頭当たり2.7kgを与えます。大体15%を配合します。現在、キロ60円の乾燥代を払ってやっていただいて、その乾燥芋は私ども農家が直接買い取るのではなくて、農家が取引している乾燥メーカーに買ってもらって、そこで飼料を作って使っているのが現状です。私どもの生産頭数は子豚から肉豚まで1,000頭です。サツマイモ入りの飼料を使うのは出荷に近い豚だけですから、1,000頭全てにあげるわけではなくて、出荷まで8か月掛かり、その8か月の後期の2か月に入ったときに15%配合した飼料を与えるということになっております。現在、全部賄うほどのサツマイモがないものですから、私どもと一部は南九州畜産という私どもより10番くらい大きい穎娃にある黒豚農場の2か所で使っているところです。

○委員（厚地 覺君）

この陳情書の中に燃料の軽油とありますが、さっき言われた重油でいいわけですね。今、大分重油等も値下がりしているわけですが、この薩摩ビール園のほうは、全然再開するという考えはないわけですか。

○陳述人（平邦範君）

一部の方は御存じかと思うんですが、そのビール園がつぶれたんです。それでできないと。以前に1年間、補助金を出してもらって県とやったんですけれど、やっている間に重油の高騰で安定しないと。そのうちにつぶれてしまったものですから、その先は話がないんですけれども、そのあと、この集まった残渣をそのままというわけにはいかないでしょうと。せっかくここまで盛り上がった

ので、県にどこか探してくれと言われ、探したところが都城の南国興産というところなんです。そういう経緯ですから、できれば県内でやったほうがいい。しかし、県内にはそういう施設がないものから、今回、こういう形で陳情しているわけです。

○委員（厚地 覺君）

おたくの牧場で主に消費されると思うんですけども、規模にもよりますけど、おたくのほうで施設費用とかそういうものは試算されたことがありますか。

○陳述人（平邦範君）

乾燥施設の施設費用ですか。それは、はっきり言ってありません。私どもでやるとかということではなく、できればこういう問題提起と言いますか情報提供と言いますか、こういうものがあるので、ぜひということです。これから私自身が事業するというのであれば、そうしたんでしょうけれども、こういった陳情ということで、できれば議員の皆様にもいろいろと情報を集めていただいて、お願いできないかということです。

○委員（厚地 覺君）

ここに「かごしまブランド」のエースとも言えるとありますけれど、純粋な黒豚の鹿児島ブランドといえば、これは県が取り組むべきことではないかと思うんですけど、県のほうに陳情なり要請したことは、今まであるわけですか。

○陳述人（平邦範君）

先ほどのお話の中で、県と連携してという話で南国興産も県と連携してやっていたわけです。現在も県と連携しているわけです。現在、芋を乾燥してどこに売るとかという出口があるわけです。今までは作れ作れといって出口がなくて、みんなだめだったんですけど、今は鹿児島のブランドというところも手を出していないと。できれば、先々、この黒豚というのは鹿児島県の宝ですから、今後もやっていかなきゃならない事業です。芋の乾燥施設が県内にはないと。しかも出口は決まっているわけですから。これは外れないことです。施設さえあれば霧島市には熱資源として地熱、バイオ発電もありますし、敷根清掃センターの焼却熱もありますし、それをどうするかというのは、無責任ですけど、私ではなく技術屋の問題なので、どれをどう生かすかというのは今後の課題かと思えます。

○委員（木野田誠君）

今の厚地委員の質問は、鹿児島黒豚は鹿児島ブランドに指定されているかどうかという質問なんです。ですから、そこをもう一回正確に教えてください。それと、この鹿児島黒豚の定義をもうちょっと詳しく教えてください。

○陳述人（平邦範君）

鹿児島黒豚がブランド産地指定されているかということは、これはブランド産地指定をされています。旧霧島町の時代から先進的にこの活動をしておりまして、最初に鹿児島黒豚のブランド指定を受けています。だからこそ、このサツマイモというのは、切っても離せない死活問題ですから、

これだけ個人的にも力を入れているところです。定義については、鹿児島県で飼育、生産され、と畜されたもの、またおよそ8か月飼育されたもの、その中で仕上げの飼育後期の2ヶ月にサツマイモを15%から20%を添加した飼料を与えるというふうに、もっとあるんですけど、三つの鹿児島黒豚の定義は定まっております。加えて、地理的表示保護の問題において、どうもこれが引っ掛かりそうな感じがするものですから、いち早くこれを整えていかないとちょっと具合が悪いんじゃないのかなということです。

○委員（有村隆志君）

私も先日、黒豚の養豚場に行かせていただきました。その中で、同じようにサツマイモを食べさせているということが、大事なことだということでお聞きしました。それで、二、三、分からないことがあるのですが、鹿屋市にこういう施設があるということで、でん粉工場では、今までサツマイモを加工するときは必ず水を使ってつぶしていたとか、臭いがあったとかあるんですけど、今は水も使わなくて乾燥できるということによろしいですか。

○陳述人（平邦範君）

乾燥機の種類については情報を持ち合わせていないんですけど、現在、熱で水分を飛ばすという方法らしいです。乾燥は冷凍乾燥、完封乾燥、熱乾燥いろいろあると思うんです。食品ではなくて、これは飼料としての産業用の乾燥施設としてお願いしているところです。

○委員（有村隆志君）

熱を使うということですけど、工程の中で、すり潰すなりして乾燥させるということで熱源が要るということだと思うんですけど、温泉の蒸気とかそういうものは、一旦、熱に変えるのかそれともパイプか何かを通した中で乾燥させるとか、そういった技術的な部分を少し教えてください。

○陳述人（平邦範君）

技術屋がいろいろな方法でやると思うんですけど、蒸気でタービンを回してその熱でやるとか、いろいろ方法はあると思うんですけど、とにかくその熱源が重要で、どういう乾燥方法をとるかというのは、その商品によって若干違うと思うんです。そういった部分で技術的なことは疎いので、ちょっと答えることはできないです。

○委員（有村隆志君）

県のほうとタイアップされてやるということですので、霧島市にこういう施設ができれば、当然、この地で優先的に作ることができて、サツマイモというのは植えていれば、あとは日光があれば後半に少し管理するくらいでできるので、農家の収入アップにはなると思うんです。今は、昔みたいにちょこちょこ集めるのではなくて機械が入って大規模にできるので、霧島市にできれば優先的にこの地でやっていけるという考えでいらっしゃるのかお聞きします。

○陳述人（平邦範君）

正にそういうことです。ヒト・マチ・シゴトということですから、人が定着するには雇用また収入源として仕事が無ければだめです。打ってつけではないかなということで、本来なら議員の皆様

も一生懸命そういった情報を集めるべきですけども、そういったことで、実際に出口もある仕事ですから、ぜひ霧島市でこれを建設されれば、町の活性化の大きな前進になあるんじゃないのかなと。これがだめであれば、またどこかに持って行かなければならないという話になるんでしょうけれども、まず足下の霧島に誘致できれば、雇用なり。飼料の乾燥だけでなくお菓子類ですね。チップ類だとかいろいろな分野にも広がっていきますので、ぜひこれは霧島市にあるべきものじゃないのかなと。また霧島の場合は、アクセスにも恵まれているし、最近では韓国、香港特に目立つのは台湾の方々がかかなり多いですね。そういう部分では霧島市は地の利に恵まれているわけですから、その地の利を生かせばアグリスタジアムといいますか、霧島を一巡りすれば鹿児島県の農業全てが分かるというぐらいのものになり得るんじゃないのかなと。そういったものが霧島市にあれば有利になるのではないのかなというご提案です。

○委員（有村隆志君）

私たちとしても応援するということになれば、鹿屋のオキスぐらいの規模なのか都城の南国興産ぐらいの規模なのか、ある程度どれぐらいの規模を考えていらっしゃいますか。

○陳述人（平邦範君）

先ほど求めた数字の問題にもなるんですけど、今、県内で生産されている鹿児島黒豚が35万頭ぐらい。その中で1割程度がブランド指定されているわけです。そういった中で、今後さらに鹿児島黒豚が世界に通用するためには、その35万頭に値するだけの芋が要ということになるわけです。そうすると、規模というのは相当な規模になるのは必至なことで、現在、鹿児島黒豚の問題ではあるんですけども、価格が安定しないものですから、二の足を踏むという農家もいたり、今、様子を試験的にやらされている状況でもあるんです。今の豚の価格が安定しないし、ましてTPPが入ってくれば、高い餌を使って、合うんだろかということなんですけれど、私は逆に前向きに良いものは良い磨きをすれば、良い評価をされるんだということで、先ほど申し上げましたように、私はこの霧島の地に縁もゆかりもない人間でした。それがこの黒豚一本で、これだけやらせていただけるというのは、これだけの宝が足下にあるわけですから、これは磨き続ければ。ですから、余計な話ですけど、県知事にも鹿児島黒豚「けんみんとん」という宣言をしてもらおうという思いがあって、働きかけてはいるんですけども、鹿児島県の農産県、畜産県と言われながら、なかなかそういう動きがないと。隣の県においては、東国原さんが一生懸命頑張り、東京都でも柘添知事が東京の東京X（エックス）を東日本震災で被災されたところに生産を広げて、それを売るんだと。売ったら生産性が上がるので、売り先がないということで、スペインのイベリコ豚がありますが、スペイン大使館を訪ねて、都市同士には都市盟約があるので、豚にも兄弟盟約があってもいいのではないかとということで、お互いに連携してPRしようと。それぐらいの動きを都知事もするわけですから、県知事も旗を振ってそれぐらいのことをしていただきたいなということで、私は私なりに仕掛けを県知事にあの手この手を使ってやっていると。そういった形で鹿児島黒豚というのは農業の未来だと思っています。それぐらい信念を持ってやっていますので、どうかよろしくお願いします。

○委員（木野田誠君）

平さんの情熱は分かりましたけれども、鹿児島黒豚を育てるうえで、サツマイモは欠かすことのできないものだというのでありまして、そこから霧島に存在する熱源を利用して、平さん自身が乾燥施設を造るということではなくて、どこかどなたかが造っていただきたいという要望だと思います。今、都城の南国興産を通じて飼料を作っていただいているということではありますが、この乾燥施設の利用について、平さんの場合は、サツマイモから入っていらっしゃるわけですが、南国興産は年間通じて他にどのようなもの作っていらっしゃるか、分かれば教えてください。

○陳述人（平邦範君）

南国興産にどのような商品構成があるかということは、全部を調べたことはないんですけど、一つは発電をしていると。

○委員（木野田誠君）

南国興産の事業内容ではなくて、南国興産は、この乾燥施設でサツマイモ以外にどのようなものを乾燥していらっしゃるか教えてください。

○陳述人（平邦範君）

私どもが認知しているのは、サツマイモです。元々は宮崎経済連の委託を受けて芋の乾燥をしているということで、スムーズに行った経緯があって、その他のことについては、あまり認知していません。

○委員（植山利博君）

施設の建設を陳情されているわけですが、イメージとしては、市がこういうものを公立で造ってほしいというイメージなのか、若しくは民間の事業者がこういうものを建設するのに、市として補助金を出すべきだというようなことをイメージされているのか、その仕分けをちょっとお聴かせください。

○陳述人（平邦範君）

先ほどお話したように一つの大きな乾燥施設は要になりますので、民間ですと不安定な要素もあると思うんですが、できれば市の施設として、第三セクターか何かの組織でやられたほうが安定しているのかなという気がします。

○委員（植山利博君）

今、公の流れとしては、民間でできる収益性のある事業は民間でと。それに公の財源をつぎこんで支援をして育成していくというのが、本来のあるべき姿だろうと思うんですが、現在、都城で南国興産がされている乾燥は重油でされているんですか。エネルギー源はどのような形になっているんですか。

○陳述人（平邦範君）

鶏糞です。

○委員（植山利博君）

こういう乾燥をされている事業所で、例えば、地熱とかバイオマスのエネルギーを活用されている事例があるとか承知をされていますか。

○陳述人（平邦範君）

それはないです。ですから要するに熱源がコストになるものですから、霧島の場合は地熱やバイオ発電もありますし、敷根の焼却炉が4,000度の熱が365日あると。それをなんとか活用できないかなという思いから、足下の資源を活用したらどうでしょうかということです。

○委員（阿多己清君）

現在、サツマイモを中心として、そういう乾燥をされていらっしゃる施設が都城を始めあると。この陳情書の中では、サツマイモ以外にいろいろな食料品、農産物が見込めるということまで書かれているんですけども、芋以外に他のもの乾燥した場合に匂いとかは、乾燥場の中なんですけれども、支障はないんだろうかという思いもするんですけども、もし御存じだったら教えていただければと思うんですが。芋以外に何かした場合に匂いがついたり支障がないのかどうか。

○陳述人（平邦範君）

私は、乾燥について詳しいわけではありませんが、聞くところによると、そこで全部やるのではなくて、熱源のパイプを分けて別の部屋でやるという方法で、乾燥の温度が、ものによっては全然違いますので、それは熱源を分けて食品だとかそういうものは別の温度でやると思います。

○委員（植山利博君）

残渣を乾燥するということですけど、サツマイモは食品とか何かに使った残りのものだけを乾燥して飼料に使っていると。サツマイモそのものを持ち込んで乾燥するということではないという理解でいいですか。

○陳述人（平邦範君）

現在、残渣を捨てることにお金を掛けてやっているもんですから、それをただでもらえるということで、とりあえずは、ただでもらえるものは全部集めようと。ところで、どのくらい集まるんだと。でもそれでは足りないなど。であれば、休耕地がまだいっぱいあるんじゃないかと。そういったことで、先ほども話したように県と連携して大隅の試験場で反収の高い芋の選別をして完成しているんです。乾燥施設の目途が立てば農家にやってくれという話になっていると。残渣だけでは到底足りない問題ですから、それは波及効果のある話なんです。

○委員（植山利博君）

現在は残渣だけで足りないの、中国産の芋を乾燥して使っているという理解でいいですか。

○陳述人（平邦範君）

現在、ほとんど中国産です。それではいけないということで、なんとか地元の。二十年前から話をしているんですけども、なかなか乾燥機がなくて、ある人はお茶の乾燥機がいいんじゃないかと。ある人は葉たばこの乾燥機がいいんじゃないかと。火力が全然違って質も全然違いますから、私は西村さんのところに行って、西村さんの大きいものでやったら様子が全然違うと。いろいろ模

索はしたんですけれど、なかなか県が重い腰を。その度に行政がころころ変わってくるという日が経ってきて、二、三年前にたまたま国のほうから地理的表示保護制度があり、その中にサツマイモの所在がちょっと微妙だなと。今のままでは中国産を入れていけば、その地域ブランドに指定されないんじゃないかなということもあって、これじゃまずいなということで、私が探したところ、薩摩ビール園のてっぺんに20億円を掛けたと言っていたかな、焼酎の麴を作るので造ったというところがありました。ところが、それをずっと使っていないということで、ぜひ使ってくれということであったので、一挙に芋を集めようと。鹿屋のフェスティバルとか県内の芋を使う会社を探したら、かなりの会社が残渣を捨てていると。であれば、それを集めてやろうということから始まったのはそのことで、今はほとんどが中国産。この中国産が鹿児島黒豚の餌になっているという噂が出れば、鹿児島黒豚の信用というのは失墜すると。そうなる前になんとかしようと、やきもきしている状態なんです。それでG Iというのが地域で循環しているものを使っている商品に限るとということもあったりして、最近の中身が緩くなったので、県のほうも緩くなってしまって、サツマイモは余り影響ないみたいだなという情報が入ると県のほうもゆっくりとなっているという状況です。

○委員（中馬幹雄君）

中国産の芋を輸入されているということですが、消費される何割を輸入されていますか。

○陳述人（平邦範君）

餌に消費されるということですか。100%です。

○委員（中馬幹雄君）

質問の仕方が悪かったですね。残渣も利用されているわけですよね。その割合です。こちらで乾燥した乾燥芋と中国から輸入された量の割合。大体何%ぐらいが国産で中国産は何%かという割合です。

○陳述人（平邦範君）

私どもの農場と一部のものが試験的にやっているという状況なんです。ほとんど100%中国産が県内には入っています。私どものものは、逆に本来ならば商売上は「うちは国産を使っていますよ。うちは安全ですよ。」というPRはできないんです。だったらほかはどうなんだということで。まわりが騒ぎ出してくると、「うちは使っていませんよ。」ということと言えますけど。ですから、今のうちに手を打たないということなんです。

○委員（植山利博君）

もう一回確認をさせてください。食品メーカーから出る残渣のもともとの芋は、国内産のものもあるということですよね。国内産のものがあるから残渣を使って加工したものを餌にやるほうが、鹿児島のブランドとしては成立するという理解でいいですよね。

○委員長（池田綱雄君）

ここで委員長を交代します。

○委員（池田綱雄君）

2点ほどお尋ねします。サツマイモを収穫する期間というのは短いんですよね。一年間を通じての乾燥があるのかどうかということが1点と、この陳情の中で地熱、木質バイオ発電、敷根清掃センターの焼却熱などを有効利用と書いていらっしゃいますよね。実際、全国でそういう熱量を使ってやっているところがあるのか、それとこういうところに行かれて調査されて、どれぐらいの熱が出て大丈夫なのかという、そういう調査・研究をされての陳情なのかお尋ねいたします。

○陳述人（平邦範君）

そのためには乾燥が必要だということです。芋の期間というのは9月から12月ごろまでじゃないですかね。これを生でとっておくわけにはいかないと。そのためには乾燥が必要だということです。

○委員（池田綱雄君）

芋の収穫期間は3か月くらいですよね。

○陳述人（平邦範君）

ですから、それを野菜、果物にも使えますよという提案です。その期間は短いから、それではもったいないから、その間はゴボウだとかニンジン又フルーツもありますよね、そういったものにも活用できますよということです。それと、私どもがそこまで体力が無いものですから、他のところがやっていないから逆にやりがいがあるんじゃないかと。私はいつもそうなんです。人がやったからやるのではなくて、やらなきゃやってやろうということです。自分自身がやるのであれば、相談する前にもっと詳しくやるんですけれども、私どもの今の活動の中での限界というのは、こういう状況です。

○委員（池田綱雄君）

もう一回質問しますけれど、ここに地熱とかバイオ発電とか敷根清掃センターの熱を使って、有効利用といふふうに陳情をされていますよね。実際、どれぐらいの熱量が出るのか。その熱で大丈夫なのかというその辺をちゃんと調査されて、こういう有効利用してくださいという陳情書なんですか。さきほどから聞いていると、余り詳しく調査していないように聞こえてくるんですが、この辺を調査されたのか、どうなんですか。

○陳述人（平邦範君）

熱源について詳しく調査しておりません。重油が熱源ということでその燃料について重油が不安定なものですから、なかなか採算が合わない。バイオで聞きますとその半分以下でできるという情報もあったものですから、その提案をさしあげているところです。

○委員長（池田綱雄君）

委員長を交代します。

○委員（木野田誠君）

この熱源については、霧島市には地熱からこの陳情書に書いてある熱源があると。こういうものを有効活用してというような一つの提言としてとらえていいですか。

○陳述人（平邦範君）

正にそうです。陳情というよりも提案。こういったことがありますよということで、皆さんにも情報提供というのが大きいです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時45分」

「再開 午前 9時50分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、陳情第6号を議題といたします。陳情第6号に対する執行部の見解の説明をお願いします。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

陳情第6号、食品乾燥施設建設に関する陳情書につきまして、担当部課としての見解を述べさせていただきます。今回の陳情は、霧島市による地域資源（熱資源）を活用した「食品乾燥施設」の建設を求めるものでございます。食品乾燥施設につきましては、市内ではお茶の乾燥機や干しブドウ等の加工など一部の農家等で利用されているようですが、大規模な施設については無いようです。また、御提案のありました地域資源の活用につきまして、熱源として利用できる可能性のあるものは、敷根清掃センター、木質バイオマス発電所、地熱発電所等が考えられます。このうち、市で運営をしている敷根清掃センターに建築の可能性について尋ねましたところ、敷地内での建築はスペース的に無理であることや熱源の外部利用を想定した施設として整備がなされていないため、新たな配管取付けなど課題が多いと伺っております。また、他の発電所等は民間の事業者であるため、今後、聞き取り等を行いたいと考えています。いずれにしましても、施設の整備には規模等にもよりますが、土地、建物、設備や配管などの整備のほか将来に渡る維持管理など多額の費用が見込まれるところです。食品乾燥施設が陳情書にもありますように総合的な利活用を図ることにより、農業環境や雇用とともに、経済環境が飛躍的に発展するのか、まず、その可能性について様々な観点から調査することが必要であると考えておりますので、現時点では建設については考えていないところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

ただいまの部長の説明では、可能性としてそういう地熱やバイオマスの発電などに伴う併合的な施設又は熱の効果的な利用によって、農業の振興や残渣に利活用につなげるような調査は、今後、必要かなというふうに思っているらっしゃると受け止めたわけですがけれども、先ほど、この陳情者からの説明を受ける中でも、具体的な構想、どういう事業者がどういうことをやるので補助金が欲し

いとか、そういうことではないようです。正に、霧島市内にある熱源を活用して農業振興にもブランド確立のためにも、将来的に必要なのではないかというような趣旨だったと思うんです。それで、この陳情書を踏まえて、今後、例えば地熱の利活用を進める中で、そういう施設も併せて調査をしていくという考えはないですか。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

委員御指摘のとおりかと思えます。霧島市には地熱、木質等の地域資源があるわけですので、そういったものを有効的に活用していくというのは、とても大切なことだと考えております。現在、稼働している施設につなぐとなると、莫大な費用も掛かりますし、もともとそういった設計がなされておきませんので、新たに開発されることが起きるとしたら、地域の活性化と合わせてその発電と農業の6次産業化といったものと一緒になって取り組んでいくという考えも一つの方法だと思います。

○委員（植山利博君）

霧島市は今後、地熱発電の是非かということも含めて、今、調査・研究をされている過程だと思うんですけれども、今後、新たな例えば地熱の発電の施設等を建設する際に、もうちょっとその地熱の利用の裾野を広げるような視点で施設整備ということもやるべきだろうと、私も思いますけれども、そういう新たな施設を建設する際には、このような考え方も取り入れながら、もっと広い視野で調査・研究するという状況であるということを確認してよろしいですね。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

そのとおりです。

○委員（有村隆志君）

霧島市で黒豚を生産しているところは何戸ぐらいあるとお考えですか。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

現在、市内で養豚農家が27戸がございます。そのうち黒豚を飼育されているのが15戸です。そして、先ほどの陳情の中でありました飼料を利用されている農家としましては、霧島市内で3戸と県の施設が1件の計4戸になります。

○委員（有村隆志君）

都城から持ってきている分ですか。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

4件はそのようになります。

○委員（有村隆志君）

基本的なところをお尋ねしますが、今聞いた話では100%と。言えない話ですけど中国産のサツマイモを使っているということで、黒豚ブランドという形になっているみたいですけど、この辺に関してはどうお考えでしょうか。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

一応、私のほうで県のほうに確認したんですけども、現在、使われている南国興産のほうには県内の焼酎かすを使っていますので、それは県内産ということになります。県全体で考えると輸入の飼料も結構入っているというのは聞きしました。現時点で霧島市の4戸の方が使われているのは、焼酎かすを南国興産で乾燥、粉末にして飼料に添加してもらっているという形になっています。

○委員（有村隆志君）

県の今後についての考え方というのを聞かれた中で、このままでいいのかどんな見解ですか。私が言いたいのはTPPが始まって、当然、外国との競争にさらされる中で、薩摩の黒豚ということを出していくわけだから、そうなるべくとこういつたことを知っていけないと、中国はTPPに入っていませんけど、将来入ってくるとなると、そこら辺の問題もあるのかなと思いますけれども、県のほうとしては、聞いた話では黒豚用の飼料となるサツマイモの品種はできた。後でどこかで作る考えがあるのか、そこら辺はどうですか。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

県の担当者の方におきましても原料確保のために、いろんな酒造メーカーとかに残渣ということを出してはしているようです。無償で頂かないと飼料化をしたときの原価が上がるので、今度は農家が利用されないでしょうということで、今は無償で頂ける分ではかできていないということです。購入するとなると、その費用はそのまま農家に跳ね返りますので、農家のほうが利用しなくなるのではないかとということで、その辺が難しいということでした。

○委員（有村隆志君）

鹿屋市に施設があるということですが、規模はどれぐれいで、生産量がどれくらいなのかその辺が分かっているか教えてください

○農林水産課政策G長（鎌田順一君）

鹿屋市に株式会社オキスという野菜を乾燥して製品や粉末状にするところがあります。規模等についてはお聴きしていないんですけども、その施設の建設費につきましては初期投資が2億円で5,000万円の施設を増設されたということです。あとランニングコストというか、燃料費は業務用のプロパンガスを使用されているということで、1日に7万円から8万円掛かるというようなことをお聴きしております。そこは、いろいろな野菜を乾燥しているところで、ゴボウ、ショウガ、サトイモ、ゴーヤ、ダイコン、ハウレンソウ、レタスその他いろいろされているところです。インターネット等で販売等もしているところがございます。

○委員（木野田誠君）

確かに、芋の残渣以外のものになると値段が高くなると。飼料となった場合に高くなるということもあろうと思いますけれども、こういう熱源がいろいろここにも書いてありますけれども、これは先ほど確認しましたら、例えばというようなことで話をされておりました。都城の南国興産は霧島の霧島エッグがありますけれども、あそこの鶏糞を持って行って、鶏糞を燃やして熱源にしているわけです。先ほどの植山委員の再確認ということになりますけれども、市も農業に関して6次産業

化を一生懸命言っていらっしゃるわけです。サツマイモの乾燥もですけれども、6次産業となるとこういう施設もやがては必要になってくるかもしれないと予想されるわけです。その辺の6次産業化というものをとらえた場合に、量的なものもいろいろ出てくると、これは今後考えていけばいいことです。課長に再確認ですけれども、市が単独でする事業ではないかもしれないし、県あるいは国を巻き込んだ事業なるのかと思いますが、この趣旨をとらえて、今後こういう方向で農政のほうとしても十分検討していくのか、そこをもう一回、明快な答えをお願いします。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

先ほども申し上げましたが、6次産業化につきましては、これまでもいろいろ取り組んでいるところですが、今回、ふるさと創生総合戦略の中でもしっかりと位置付けております。またTPPを取り巻く環境の中で、国のほうも攻めの姿勢を打ち出しておりますので、様々な観点から、この乾燥施設だけではなくて、いろいろな分野においてどういったことができるかというのを今後検討して、その事業を展開することができるように頑張っていくことが大切だと思います。

○委員（蔵原 勇君）

先ほどで陳情者からいろいろお話を伺ったわけですが、また先ほど部長のほうからも食品乾燥施設については、現時点ではちょっと調査の必要があるというような、建設については考慮したいということでしたけれども、都城にある南国興産について、民間だと思われるんですが、その建設についてとか助成についてとかは聞いたことはないですか。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

詳細については把握しておりませんが、鶏糞の発電をされているということと、そのほかにも牛の皮のなめしとかいろいろな事業を展開しているようでした。詳細については把握しておりません。

○委員（塩井川幸生君）

黒豚のブランドの基準。今、中国産のサツマイモを100%を食べさせている状態だと。最後の2か月は15%与えないといけないということが、黒豚の条件になっているみたいですが、鹿児島は黒毛和牛もあります。そういったブランド化の基準は、今からどういった方向になっていくのか。100%地産地消の飼料を与えないといけないというようなことも、ブランド化を守るためのクリアしないといけない点になっていくのではないかと思うんですけれども、そこらの基準があいまいですが、今、聞いておられることがありましたら、教えてください。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

鹿児島黒豚の基準というか証明制度というのがありまして、平成4年にできているようです。鹿児島黒豚の出荷ができる方は、県の黒豚生産者協議会という組織に加入しなければならないとなっております。先ほどの陳情の中でもあったと思われませんが、肥育後期の60日間にサツマイモを配合した飼料を与えるということがあると思います。あと枝肉重量という規格が65kgから80kgとなっております。それと脂です。背脂肪の厚さというのが1.3cm以上というのがあります。現在、黒豚の生

産者協議会へ霧島市内で4戸の方が加入して出荷をされていると。基本的に、県内の処理場に出荷をしてくださいということになっております。

○委員（塩井川幸生君）

先ほど陳述人も中国産100%のサツマイモを食べさせているということが、本当にブランドとして通用するのかどうかを心配されておりましたので、そういうことをずっとやっていけるのか。安い中国産をずっと使ってブランド化が維持できるのかということが、国・県からこういう方向に進みますよとか、そういうことはなかったですか。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

現在の黒豚のブランドにつきましては、県のほうから特段の推奨なりそういったものは何もきておりません。今回、陳情がありまして、こういう内容を確認したところでございます。

○委員（有村隆志君）

私も先日、黒豚の農家に行ってお話をする機会がありました。その中でT P Pの話というのが当然出てまいりました。今、黒豚を1,500頭ぐらいだったと思うんですが肥育されていて、その中でおっしゃったのがコスト計算をして合わなかったら辞めると。本人は高齢で80歳ぐらいだったと思うんですけど、息子が継ぐということになったと。その中で、お話が出たのが飼料価格が高騰するとやっていけないというようなこともございました。T P Pをどう考えられますかと聴くと、鹿児島島の黒豚は普通の豚とは違うんだと、そこを生かしてやっていきたいというような話もありましたので、黒豚を生産する農家の方にとっては飼料というのは本当に死活問題なるということが、先ほどの陳情人の話や委員からもありましたけど、今後、この問題はかなり大きな問題になってくると思いますので、部長、この辺をもうちょっと研究していくべきじゃないかと思うんですが、そこら辺のお考えはどうですか。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

ただいまの御指摘ですけれども、先ほどからあるように、おっしゃるとおりコスト削減というものに努めていらっしゃる。そういったことをしないと経営が厳しいと。これはどの業種も一緒なんですけど、先ほどありましたように、県内産のサツマイモを100%使うとなると、中国産と比較しますとどうしてもコストが高くなるわけです。ですから、これまでも霧島の農業振興公社が全て県内産のサツマイモを乾燥飼料化ということで取り組んだら、キロ当たりの単価がグッと跳ね上がったわけです。それで提示をしたら、それは高く使えないということで、結局、生産を中止されたというようなこともございます。ですから、今のところ焼酎工場等の残渣を無償で提供していただいて、都城の南国興産では処理をされているということですので、やはり、こういった無償でそういうものをもう少したくさん取り入れられないかと。そういったところで全てやっていけば、今のところ、加工残渣約3,100 t ぐらいを確保しているというようなことでございます。しかしながら、先ほど言いました黒豚生産者協議会の出荷頭数分を全て賄うためには4,000 t ということが言われているようでございます。4,000 t の無償の残渣を確保する手立てとといったことも考えないといけないのかな

と。今回の陳情につきましては、サツマイモを保存するための乾燥ということでございますので、それが県内産、国内産であれば、コスト的にはどうしても高くなるわけです。そこらをどのようにされるのか、我々も少し疑問に思うところもあるものですから、いろいろと今後調査をさせていただかないと。そして、単にサツマイモの乾燥だけでは、年に一回ちょっとした時期だけしか使わないということですので、そういった施設を市が造らないといけないのかと。今、公共施設マネジメント計画もやっているわけですので、今持っている施設で、どうしても必要なものは維持していく。維持しなくて譲渡してもいいんじゃないかというところは譲渡していくあるいは廃止していくということで、今、計画を進めようとしているわけですので、新たな施設を建設しようとなりますと、この計画の中でも整合性をしっかりと取っていかないといけませんので、本当に必要であれば造らないといけない。市長が今回の一般質問の中でも、どうしても必要な施設については覚悟を持ってと言われましたけれども、造る時には造らないといけないということになると思いますので、我々としてもしっかりとした検証してからでないと簡単に施設建設ということは難しいのかなと思っております。そういうコスト面のことにつきまして、当然コストを抑えてそういう生産してもらうための方策等について、今後も勉強させていただきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

陳情者に、私も確認をしました。こういう施設を、市で公で造ってほしいという考え方ですかというようなことでお尋ねをしたら、経営の安定化とか継続化というような観点からは、公で造ってほしいんだという旨の発言でしたけれども、それは今の公の在り方ではいかななものでしょうかと、私の個人的な見解としてお話をしたところですよ。陳情者が一番言わんとするのは、活用されきっていない地熱であったり、様々な排熱を合理的に効率よく活用しながら、こういう施設を建設してほしいという発想の提案だというふうに私は受けとめました。ですから、公でこういう施設を造るといことは、私もいかなものかというふうに思っておりますので、民間の事業者がこういうチャンスができるような調査・研究、そして他の事業者が今後、様々な発電施設であるとか熱利用の施設を建設する場合に、一緒にこういうものも併設できるようなシステムの施設の構築ができないかというような観点で、常に市として総合的な調査・研究をしていただきたいという思いです。私としては、ですから、この陳情者の思いもよく受け止めなきゃならないし、市としてのきちっとした総合的なマネジメントというものも、しっかりと持っていて、TPPや地方創生に向けて、総合的な農政の在り方を進めていただきたいということを、今回の陳情を受けて指摘をしておきたいと思っております。

○委員外委員（中村満雄君）

3点質問させていただきます。先ほど、陳述人は中国産の芋を100%使っているという発言があったんですが、執行部のほうでは、焼酎かすを使っているんだよといった発言があったと思います。この点を確認させてください。2点目は、陳述人は鹿児島産ではない飼料を使っているということで、ブランドイメージが失墜する恐れがあると。黒豚のブランドで、使っている飼料で制約がある

のかということをお聴かせください。もう一点、鹿児島は黒豚と黒牛もあるんですが、現実には黒牛のほうも外国産の飼料をたくさん使っていると思いますが、どの程度使っているのかということと、黒牛のブランドも当然あるわけですが、飼料として、例えば何%以上を使っていないと黒牛というブランドは使ってはいけないとか、そういったものがあるかということをお聴かせください。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

1点目のことは、陳情者がおっしゃったということですので、答えられません。一応、県のブランドとして出している鹿児島黒豚の肉は、先ほど申し上げました黒豚生産者協議会に加入するということで、霧島市で4軒です。市内にあと11軒黒豚農家があるんですが、その方々もパークシャという同じ品種を飼っておりますけれども、普通の配合飼料を使って出荷をしているというのが現状です。県内で270戸程度の養豚農家がありまして、この生産者協議会に入っているのは、110戸ということで確認がとれておりますので、半数以上の方は通常の配合飼料を与えて出荷をしているというのが現状です。黒牛につきましても、今ありましたように原料となるトウモロコシとかは、ほとんど外国産を輸入して与えているというのが現状ですが、どのような飼料をどれだけ与えなさいというのはありません。現在、黒毛和牛という品種でくくってあるということでございます。

○委員外委員（中村満雄君）

陳述人は、100%中国産の餌だとおっしゃったんです。先ほど、その焼酎かすを与えているんだということをおっしゃいましたので、それが事実かということをお伺いするんですが。

○畜産グループ長（馬場光幸君）

県内の焼酎会社からの残渣を使っております。

○委員（木野田誠君）

今、中村委員外委員のほうから質問がありましたが、私が聞いている限りのことで話しますと、先ほどの陳述者の説明は中馬委員の質問に対して、輸入した中国産の芋は100%飼料に使っているという発言ですから、そのほかに残渣を使った鹿児島県産あるいは国産の芋も使っていますよという発言です。中国から飼料用として輸入したサツマイモは100%を黒豚に与えておりますということです。黒豚の一生の中で、全部が中国産の芋ということではありません。それと黒豚の基準の中に、60日間サツマイモを食べさせなくてはならないという基準があるような話を聞いております。黒牛については、飼料についてなんら基準はないと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時22分」

「再開 午後10時35分」

△ 陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）を議題といたします。前回の審査以降の進捗について、執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

前回の9月議会の際に審査していただき、引き続き、継続審査となっております陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）、御説明申し上げます。霧島神宮台別荘地は昭和46年より開発が始まり、分譲された地区でございます。これまで、市といたしましても霧島神宮台別荘地自治会と協議を重ねてまいりました。その後の進捗状況について、担当課長が御説明申し上げます。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

前回の9月議会の際に審査していただき、引き続き、継続審査となっております陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）、その後の進捗状況について御説明申し上げます。現在、温泉配湯施設と道路敷地を所有しておられる方へ出向き、三回ほど話をさせて頂き解決への糸口を探っているところでございます。今後のポイントにつきましては、土地所有者の方々の同意をとりまとめることができるのか、寄附採納に応じてくれるのか、また、神宮台の方々が温泉加入に全員同意をして頂けるのかと言うところだと思っております。現在の状況については、以上でございます。今後も神宮台温泉問題の解決の方策を調査検討してまいりたいと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

今度、産業建設常任委員会のほうに入らせてもらったわけですが、この案件については、6月と9月で継続審査で審査されておると聞いておりますが、先日、会議録を見せていただいたところ、何といたしまして、問題が非常に複雑な状況でもあるように思えます。課長の説明の中でも、引き続き、地権者の同意あるいは寄附採納ということで努力したいということですが、複雑すぎて先が見えないような、個人的には結論を出しづらいのではないのかなど。司法の場で区切りという検討も大事なのかなという思いもしますけれど、課長どうですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

この陳情書の趣旨を、もう一回見直してみたところ、毎日125tの契約でお湯を配っていたということで、その125tはどこに行ったのかということ調査をしろというような陳情と、それから引き受けたときの別荘地関係の開発に係る条件等に違反がなかったか、そこ辺りを調査しろというような陳情書でございまして、自分たちは、いろいろと話を聞く上で、この125tについては調査は不可能だということでございます。それから開発条例の中で違反はなかったのかということで、当時の

開発要綱、条例の中に、寄附採納をするというようなことで、そういう文言があるわけですが、すけれども、当時の方々の記録を見たりすると、配湯管に問題があるということで、瑕疵のない状態で寄附採納をするというような文言であったようでございますので、当然、配湯管に保温工がなされていなかったということで、湯温が極端に下がるというようなことから、これについては瑕疵があったんだと。瑕疵があったから受け取らなかったんだということで結論付ける話でございます。いろいろと話を聞く中で、市が対応をして、何とか本来の問題解決については、別なもの話になってくるものですから、今回のこの陳情の趣旨に対しては以上のようなことでございます。

○委員（蔵原 勇君）

先ほど申し上げましたように、昭和46年度から別荘地として、景観のすばらしいところで平和興産ですか、途中で倒産なされて、あとの方も今の状態では厳しい状況があるように聞こえているんです。他の委員の方もいろいろな案を持っていらっしゃると思うんですけど、私としては非常に難しい案件かなと思いが致しますので、課長としては引き続き、寄附採納の件とか今おっしゃっているようなことを、自治会の皆さん方へ報告として、100あった自治会も今、非常に少なくなっていて、市の自治会にも加入なさっていない部分もありますので、そこらも勘案しながら良い方向に努力をなさっていただきたいなど。これは要望としてお伝えしておきます。

○委員（植山利博君）

確認をさせていただきます。この件について、現在、訴訟で争われているという事実があるんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

現在、そのような事実はございません。

○委員（木野田誠君）

6月と9月にこの常任委員会で審査しまして、民・民のことだというような話もあったわけですが、けれども、継続審査という形になったいきさつは、原田課長のほうで「解決の手法につきましては、いろいろあろうかと思えます。ただ相手があることでございまして、相手の方がすんなりと応じていただければ、解決の方策はないことではないというふうに認識しております。今後、積極的に解決を図るように努力して参りたいと思っております」という発言があったわけです。私自身は、課長のそういう発言があったから、継続審査でいいんじゃないかなというふうに判断しました。皆さんも全体的にはそういう判断になって、継続審査ということになったわけですが、これは6月の委員会のときです。9月も大体そういう趣旨ということで継続審査というふうになりました。冒頭に簡単に説明がありましたけれど、9月以降、相手とどういいう話合いをされてきたのか、されていけば、その辺を詳しく聞かせください。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

遊鹿霧の方が土地を保有されているわけですが、そのあたりについて、今まで3回ほどやりとりをさせていただいております。お話の中では、また神宮台のにぎわいを取り戻したほうがいいんじゃないですかとか、いろいろ提案をさせていただきながら、民・民の問題の中に解決策は

どういふのがあるのかなというこゝで、本人のほうにも、こゝいふ寄附採納のお話とか買取りの寄附採納のなかつた土地とかタンクの敷地とか、その辺の土地については、本来、寄附採納がされるべきものであつたのかなというこゝと、それから遊鹿霧の方も、自分たちはお金を出して買ったんだというよゝなこゝもおっしゃいますので、その辺の解決策としては、タンクの1基は寄附採納を受けたものですので、1基はお金にしようと思えば、お金になつていくのかなという気がしてありますので、そこ辺りのタンクの話も今しているところでございます。先般、12月10日に出向いておりました、その際も、いろゝなお話の中で、今後も引き続きお話を聞かせくださいと。何度でも来てくださいと。というよゝなこゝの中で、最後にちよつと引掛かる文言があつたものですから、もうちよつと早ければよかつたのにねというよゝな話もされました。どういふ意味なのかというのは、ちよつと理解できませんでしたが。ですから、陳情の本来の回答からすると、既に回答が出ているというお話なんですけれども。解決策としては、この陳情書を離れて、解決策は鋭意、市のほうでやればいゝんじゃないのかなというふうには、私は思うところでございます。

○委員（植山利博君）

冒頭に説明があつたよゝに、この陳情の趣旨はもうすでに実現されているという理解で、問題解決にはつながっていないけれども、陳情の趣旨は既に完了しているというふうには、私は理解を致しました。それと現在は訴訟はもうないということですが、過去において訴訟があつたということによろしいですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

ということは、裁判において一定の結論が出たということだろうと思ふんですが、どういふ結論だつたんですか。

○温泉G長（谷山一治君）

霧島神宮台自治会と遊鹿霧の裁判の内容ですが、一応、和解という形で自治会の方がされまして、相手側がその和解案にのつてこなかつたということ、和解のほうは決裂という話を聞いております。

○委員（植山利博君）

ということは、控訴というよゝなこゝはなかつたわけですか。和解案に納得されていないわけですから、であれば、どちら側が控訴をすると。常識的にはそういう流れになるんだらうと思ふんですが、控訴という手続にはならなかつたんですか。

○温泉G長（谷山一治君）

この裁判の内容ですが、話に聞いたところ、その敷地の道路部分に配管されている温泉施設の部分とタンクの部分をいくらかの金額で譲渡するという内容の和解案ということ聞いております。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時49分」

「再開 午後10時57分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第2号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時58分」

「再開 午後11時02分」

△ 議案第125号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第125号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

農林水産部の議案につきまして御説明申し上げます。議案第117号から第122号及び議案第125号から第130号につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めようとするものであります。次に議案第137号から第139号につきましては、土地改良事業の施行に伴い、字界の不整形が生じたので、これを整理するため、字の区域の変更をしようとするもので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるとのものです。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

溝辺総合支所産業建設課関係を御説明いたします。議案書の62ページをご覧ください。議案第125号、指定管理者の指定についてであります。霧島市溝辺竹子集会センターにつきましては、平成23年4月1日から公益財団法人竹子共正会において、直接指定管理をいたしておりましたが、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、同会を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるとのものです。議案書63ページに施設の概要、指定管理者の概要及び年間事業計画が記載してありますので御確認ください。提案理由としましては、当施設におきましては、竹子共正会の管理により、地域の活性化、有効活用と管理経費の削減が期待できることから、引き続き同会を直接指定しようとするものでございます。以上で、説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

引き続き、同じ団体が指定管理を行うわけですが、指定管理料はどのようになっていますか。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

竹子集会センターにつきましては、指定管理料は発生いたしておりません。委託先の公益財団法人竹子共正会の全額負担となっております。

○委員（植山利博君）

今後もそういうことでされるわけですが、例えば電気・水道代、そのような経費はどうなっていますか。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

電気、水道等の光熱水費につきましては、委託先の公益財団法人竹子共正会が負担を致します。

○委員（植山利博君）

ということは、これからも市の負担は、その運営については一切ないという理解でよろしいですか。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

市のほうの負担は一切ないわけではございません。過去に施設の修繕に対して、2回ほど市のほうで負担いたしております。今後また、そのような修繕が出てきた場合には、市の負担が生ずるものと思っております。

○委員（植山利博君）

修繕費については、一定額を超えたものは市が負担する。一定額以内のものは指定管理者が負担すると一般的にはそういうふうになっておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

これまでと同じ取扱いなるかと思えます。

○委員（植山利博君）

少額のものについては、管理者の負担となる部分があるという理解でよろしいですか。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

性格としては自治会の公民館。一般的にはそういうような施設かなと。その中で、この指定管理者がいろいろな事業もされていることも行って承知をしておりますけれども、であれば、その少額の修繕費についても、市が負担すべきではないかというような議論はなかったですか。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

この施設は自治公民館の上にございます大字の管理でございまして、大字の地域の方がよく利用されておりますけれども、これまでも直接指定で少額の修繕につきましては、自分たちでやるんだという理解をされておまして、今後、トイレ等の収税もあるようですけれども、これも自己負担でやりたいというような話をされておりますので、その辺は分かっているんじゃないかなと思います。

○委員（有村隆志君）

ただいまトイレの話が出ました。洋式トイレがあるのか。それから、もう一つは、もう合併浄化槽になっているのかどうかお答えください。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

洋式トイレはございます。それから合併浄化槽も設置をされております。

○委員（木野田誠君）

竹子共正会というのは、非常に強固な組織なんですけれども、植山委員の質問がありましたけれども、私自身は、ここは共正会の建物だという認識が非常に強かったんですけれども、建てられるときは、どういう資金で建てていらっしゃいますか。

○横川総合支所産業建設課長（齋藤 修君）

平成元年度に、林業関係の林業構造改善事業という事業を利用して建設されております。

○委員（木野田誠君）

100%事業でしたか。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 1 1 分」

「再 開 午後 1 1 時 1 2 分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。[「いいです」という発言あり]。いいということです。ほかにありませんか。

○委員（有村隆志君）

建築されて、ある程度年数が経ってくると思うんですけれども、平家ですので、耐震はとかそういうことにはならないんだと思うんですけれども、市として建て替えたほうがいいとか、そこらはどういうことを基準としておりますか。

○林務水産課長（石原田稔君）

これにつきましては耐用年数が一応基準になろうかと思っておりますけれども、年数について資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第125号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時13分」

「再開 午後11時15分」

△ 議案第126号、指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）から

△ 議案第130号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい館）まで

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第126号、指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）から議案第130号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）まで、以上5件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

横川総合支所産業建設課関係を御説明いたします。議案書の64ページをご覧ください。議案第126号、指定管理者の指定についてであります。横川床波活性化センターにつきましては、平成23年4月1日から床波自治会において直接指定管理をいたしておりましたが、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、同自治会を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。議案書65ページに施設の概要、指定管理者の概要及び年間事業計画が記載してありますので御確認ください。提案理由としましては、当施設におきましては、床波自治会の管理により、地域住民の文化、教養及び福祉の増進を目的とした適切な維持管理がなされており、また、効果的にかつ効率的な管理運営が期待できることから、引き続き同自治会を直接指定しようとするものでございます。次の議案第127号から第130号の横川紫尾田活性化センター、横川正牟田活性化センター、横川上小脇活性化センター、霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館の4施設につきましても、議案第126号と同じく、平成23年4月1日から各自治会および区会において直接指定管理をいたしておりましたが、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、各自治会および区会を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定議案説明資料につきましては、各議案の次ページに施設の概要、指定管理者の概要及び年間事業計画が記載してあります。提案理由につきましても、各自治会および区会の管理により、地域住民の文化、教養及び福祉の増進を目的とした適切な維持管理がなされており、また、効果的にかつ効率的な管理運営が期待できることから、引き続き各自治会および区会を直接指定しようとするものでございます。以上で、説明を終

わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

確認をさせていただきたいと思います。今、議案第126号から第130号までのそれぞれの指定管理について説明を頂きましたが、これらの施設の指定管理には指定管理料はどのようになっていますか。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

議案第126号から第130号の各施設、5施設ありますが、指定管理料は発生しておりません。

○委員（植山利博君）

理解いたしました。修繕費についても、10万円以上の修繕については市が負担する。10万円未満については、それぞれの指定管理者が負担することよろしいですか。

○横川総合支所産業振興G主査（上平熊学）

契約の中にリスク分担表を決めており、それに伴って5万円未満の場合は自治会のほうで、5万円以上のものは市で行っております。

○委員長（池田綱雄君）

確認します。普通、10万円未満、10万円以上となっていますが、ここは5万円なんですか。

○横川総合支所産業振興G主査（上平熊学）

5万円は保険の関係でした。施設の関係は後で確認します。

○委員（有村隆志君）

トイレは洋式がありますか。それと合併浄化槽になっているかお聞きします。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

5施設とも合併浄化槽でございます。洋式かどうかについては、確認して報告させていただきます。

○委員（厚地 覺君）

我々の地域といたしましては、これは自治公民館が運営しているわけですがけれども、これも自治公民館と同じものだと思いますけれども、今後、市としては地域のほうに無償譲渡して、指定管理ということは考えないということは思われませんか。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

現在、霧島市では公共施設マネジメント計画を策定しております。その中で、こういった形の自治公民館として使われていて、行政のほうで建設した施設等を農林水産部でも所管しておりますが、企画部、保健福祉部等でも所管している同じような施設が多数あります。そういったものの取扱いにつきましては、今後、市で全体的な統一的な方針を示して、それぞれの自治会に譲渡なりと

いう方向性を示していきたいというふうに、検討がなされているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

どちらにしても公民館施設に対しても市の助成はあるわけで同じことですから、こういう施設はお荷物になると思うわけですから、ぜひ無償譲渡の方向に持っていただきとっております。

○委員（有村隆志君）

この中に山ヶ野が入っていますが、ここは「語ろかい」でお邪魔させていただいたんですが、旧島津の金鉾の展示がございます。この教育委員会で管理されているのか、それともこちらのほうなのか、どちらで管理されていますか。

○横川総合支所産業建設課長（古城敦雄君）

管理は議決を頂こうとする山ヶ野区会です。

○横川総合支所産業振興G主査（上平熊学）

先ほどの洋式トイレの件ですけれども、紫尾田活性化センターは洋式トイレ、床波活性化センターは和式です。上小脇活性化センターも和式です。正牟田活性化センターは洋式があります。山ヶ野ふれあい交流館は洋式があります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案第126号から議案第130号まで、以上5件について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時27分」

「再開 午後11時30分」

△ 議案第123号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）及び

△ 議案第133号、指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第123号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）及び議案第133号、指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第123号、指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の57ページをご覧ください。本案は、霧島市浜之市ふれあいセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年7月1日から7月31日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった2団体について霧

島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その審査結果に関する市長への報告に基づき、大成ビルサービス株式会社に平成28年4月1日から平成33年3月31日まで5年間の管理を行わせようとするものです。次の霧島市神話の里公園につきましては、直接指定ということで処理をさせていただいて上程してあります。詳細につきましては、観光課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○観光課長（八幡洋一君）

議案第123号、指定管理者の指定についてです。平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間を直営で管理する浜之市ふれあいセンターに、指定管理者制度を導入するため、今回公募を行ったところ、大成ビルサービス株式会社、有限会社熊南空調システムの計2団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、大成ビルサービス株式会社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、大成ビルサービス株式会社に平成28年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1、「募集要項」に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)ふれあいセンターの維持管理に関する業務、(2)ふれあいセンターの使用の許可等に関する業務、(3)ふれあいセンターの利用料金の収受に関する業務、(4)前3号に掲げるもののほか、市長がふれあいセンターの管理上必要と認める業務、(5)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に4ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第4号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に4ページ募集要項8の参加資格については、「②平成27年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としてあります。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に7ページ募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく募集要項14の(2)をご覧ください。まずは、事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができているかの適・否を判断し、適の場合は、以下4つの項目に沿って審査しております。1番目に施設の効用を最大限に発揮させるものか9項目、2番目に経費縮減が図られるものであるか3項目、3番目に計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人

員及び財政的基礎を有しているかで4項目、4番目に設置目的を達成するための事項で2項目とし、それぞれ配点を行い審査しております。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2、「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。43ページをご覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししていますが、今回は3施設を審査するために、委員会を設置いたしました。浜之市ふれあいセンターの委員は、内部委員が平野副市長以下6名、外部委員が毛利洋子氏以下3名の計11名となっています。次に44ページ、「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会はそれぞれの委員会区分が3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、施設の訪問を行った後、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を合計した最高得点者を確認し、さらにその最高得点者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に「審査方法」について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行っております。次に、審査に当たっては、資料5、53ページの「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書48ページをご覧ください。評点結果につきましては、大成ビルサービス株式会社が843点、(有限会社)熊南空調システムが765点となりました。また、選定意見では、自主事業として、霧島茶を使った「お茶カフェ」や「子育てママ友会」などによりこれまで利用実績が少なかった調理室や会議室の有効活用による利用率向上の提案や環境マネジメントや各種マニュアルにより会社の危機管理がしっかりしていることまた、収支予算書については、実現性、確実性があることなどが選定意見として出されました。以上で、浜之市ふれあいセンターの指定管理者の指定についての説明を終わります。御審議の程よろしく御願いたします。次に、議案書の78ページをご覧ください。議案第133号、指定管理者の指定についてであります。霧島市神話の里公園につきましては、平成23年4月1日から霧島神話の里公園株式会社を直接指定管理者として指定しておりましたが、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、同社を指

定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。議案書79ページに施設の概要、指定管理者の概要等記載してありますので御確認ください。提案理由としまして、霧島市神話の里公園については、霧島市が出資し、第三セクターとして設立した霧島神話の里公園株式会社が管理運営してきたところであり、市の観光における中核施設として観光事業に寄与している。ついては、引き続き同社を指定管理者に指定することにより、観光事業の推進が見込まれることから直接指定しようとするものでございます。以上、説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

二、三質疑をさせていただきます。まず、議案第123号、浜之市ふれあいセンターの指定管理についてですけれども、これまで平成26年、27年と直接指定をされてきたわけですね。その前の議会で否決の後、直営でされてきたわけです。その間、私も一般質問等で民営化されたらどうですかというような提案をした経緯があるんですけれども、この間で民営化という方向で議論はなかったんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

平成25年の12月で否決になりまして、三役含めて協議をした結果、二、三年間は直営でやるべきだというようなことで、その間で民間へ譲渡というような協議はしておりません。

○委員（植山利博君）

一般質問等の中では、今後、検討をしてみますという程度の答弁はあったわけですが、一切検討されていないということですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

今、庁内全体で公共施設マネジメント計画等の協議をいろいろとしているんですけれども、その中で、当然、浜之市ふれあいセンターも出てきております。その中では、5年間の計画の中で協議ということであれば、その間に民間へ譲渡というような話も出てくるかもしれませんけど、今のところはそういう形での協議をしましょうという形で出てきております。

○委員（植山利博君）

今回、初めて浜之市ふれあいセンターの利用に係る料金を、指定管理者が自らの収入として収受する利用料金制度を採用しますと。多分、初めてだと思うんですね。そして指定管理の基準価格は、年額248万というのが基準価格として示されて、プレゼンテーションなりされたんでしょうけど、そこで委託料はどういう形でおさまったんですか。委託料があるんですか、ないんですか。その確認させてください。指定管理委託料があるのか、ないのか。

○観光課長（八幡洋一君）

今回の大成ビルサービスの提案書でいきますと、指定管理料が発生するという事になっております。基準価格の範囲内での提案となっております。

○委員（植山利博君）

基準価格の範囲内だということですね。ですから、基準価格の範囲内でどこにおさまったかというのは、まだ公表できないということですか。

○観光課長（八幡洋一君）

収支予算につきましては、それぞれ5年間の計画を出されてきております。その中での収入で平成28年が244万9,000円、平成29年が。資料の68ページの一番上の収入の下①の指定管理料というところに記載をしております。

○委員（植山利博君）

失礼しました。ここまで目を通すことが、まだできてなかったです。それで、利用料として、これと合わせて入るという形になるわけですけれども、利用料金は370円だと思うんですけれども、その価格については、指定管理者の裁量の範囲ではないと。それは今後、市と調整して決定ができるというような理解でいいですか。そこはもう370円は確定したものだという理解でいいですか。そこをお示しく下さい。

○観光課長（八幡洋一君）

そこに記載してあります指定管理料の料金は、指定管理者は370円で計上されておりますので、今後の協議になろうかと思っております。

○委員（植山利博君）

ということは、協議の中で370円が動く可能性もあるという理解でよろしいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

基本的には370円で提案をされておりますので、協議のほうはさせていただきたいと思っておりますけれども、おおむね370円での提案ということで理解しております。

○委員（植山利博君）

休日についても週1回で、月曜日若しくは祭日の場合はその翌日という提案ですけれども、これまでも、地域の方々から休日の在り方については、様々な要望が出ているということですが、その辺の要望については聞かれておりますか。

○観光課長（八幡洋一君）

そのような要望があるというのはお聞きしております。

○委員（植山利博君）

市と協議の上で、休日の変更も可能だというふうに読み取れるんですけど、そういうことでもいいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

今、実際、塩浸温泉龍馬公園についても時間はちょっと縮めておりますけれども、年中無休とい

うような形で、指定管理者がそういう形で御理解いただいて、開館しても採算が合うということであれば、今後、協議が必要かなというふうに思います。

○委員（植山利博君）

この浜之市ふれあいセンターは地域と非常に密着した施設だというふうに思うんですけども、この施設の建設のときの背景、どういう目的でどういう形で施設が出来たというふうに理解されておりますか。

○観光課長（八幡洋一君）

経緯等については、ちょっと存じあげませんが、設置目的に沿って、林業の振興、地域住民に対する森林整備の必要性、それから地域材利用の意義についての普及の推進、そのほか市民福祉、健康増進及び地元産業育成を図るというようなことで理解をしております。

○委員（植山利博君）

この前の本会議の中でも林業、地場材の利活用ということで、それは補助事業を導入するため、必要な財源確保のための目的なんです。だからそれはそうなんですけど、あそこが区画整理事業を進めるときに、地域の方々の思いや願いを実現するために目玉施設として地域に温泉がないというようなこと。それから温泉券のサービスを受けても日当山まで行かないと温泉に入れないという地域の思いがあって、旧隼人町があそこに公営で造ったわけです。ですから、その辺のところを配慮すれば、運営の在り方、休日の在り方、営業時間、この辺も地域の方々の声をしっかりと受けとめた上で、もちろん指定管理者のことも配慮しつつ、今後、運営の在り方には、市としても助言をしたり、方向性を示したりする必要があるかと思いますが、いかがですか。

○観光課長（八幡洋一君）

今回、議決を頂けば、地元からこういう意見や要望もありますよというようなことを、お伝えしながら、大成ビルサービス株式会社と協議させていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

今回の一般質問の中でも、各温泉施設の価格の差ということで言及をしました。今後、精査をして、検討したいというような答弁でしたけれども、全部を一緒にしなさいと言うつもりは全くありませんけれど、価格が一番高いわけですよ。サウナがあったり施設としても新しいから、理解しますけれども、休日等について週1回というのは、他の施設と比べて少ないのかなという気もします。今、課長が言われたような方向で、地元の声にしっかりと耳を傾けていただきたいということを求めておきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

プレゼンテーションで、お茶カフェを提案していらっしゃるわけですが、具体的にはどういう説明がなされたんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

地元のお茶とお菓子を提供してお茶カフェとしていきたいとお聞きしております。

○委員（木野田誠君）

私の収入と支出の見方に間違いがなければ、支出の方が多いですけれど、これでいいんですか。68ページです。

○観光課長（八幡洋一君）

実際、もうけるというようなことではなくて、経費は掛かるというようなことでお聞きしておりますので、特産品の紹介であったり、そこにお菓子を作る方々も来ていただいて、調理室が今使われていないような状況ですので、そういうところの有効活用を図りながら、お茶等の特産品等のPRもしていきたいというような提案でございました。

○委員（植山利博君）

今、調理室の話が出ました。これまでも調理室が造ってあるのに使用させてくれないと。あそこは地元の方々がいろいろな会合で使うのに、お茶を沸かすこともできないというような声が届いております。ですから、プレゼンの中でも調理室を有効に活用するんだということが示してありますので、自治会とか公民館とかの地域の方々が借りられる場合も、簡単なお茶も沸かせない状況だと聞いておりますので、調理室もぜひ使って、その辺のところもしっかりと対応していただきたいと指摘しておきたいと思います。いかがですか。

○観光課長（八幡洋一君）

お茶が沸かせないという状況は、私も確認をしておりますけれども、納屋婦人会とかオモト会とかワークショップのしんあいの皆様方は調理実習室を御利用いただいているということで、使わせていないというのは、私は確認はしていません。

○委員（植山利博君）

私の表現が悪かったです。一時期、使わせていなかったんです。そのために造ったんだからおかしいでしょうということで、二年ぐらい前から一部の特定の公の団体の場合は使っていていいですよという形になっていますので、あるものはできるだけ有効利用できるような対応を求めておきたいと思います。

○委員（阿多己清君）

68ページをちらっと見たんですけれども、この雑入のところで記入間違いだろうと思うんですけど、収入の雑入の計が合わないんですけど、単なるミスですよ。この確認をさせてください。30万円の誤りだと思います。また確認しておいてください。利用料金が1,100万円ほど、それから指定管理料が240万円ほどということで、これが基本になっての年間の収入になると思います。あと、いろいろ自主事業をされているんですけれども、現在、市が直接管理をしている状況なんですけど、現在の年間の収支状況はどの程度になっていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

収入につきましては、過去3年間の平均で1,095万円というような平均になっております。支出につきましては、過去3年間の平均で1,343万77円というような金額になって、その差額が248万とい

う基準価格が出ております。先ほどの雑入のところは、6万円の5年間ですので、ここは30万円ということで記載ミスということでございます。

○委員（阿多己清君）

現在の運営スタッフというのは何名ですか。

○観光課長（八幡洋一君）

現在、男性4名、女性4名の8名の方でシフトを組みながら、管理していただいております。

○委員（阿多己清君）

指定管理の今後の予算の内訳書を見ます、管理者が1人、従事者が7名ということで8名で今の体制が続くんだらうと思うんですけど、管理者の人件費の支給額をみますと85万円ということなんですけど、特に支障はないのかどうか。それと従事者7名の単価もちょっとどうなのかなと思うんですけど、これは全体的な指定管理の積算の中身は、大体これで統一されているのかそこらをおしえてください。

○観光課長（八幡洋一君）

今回、基準価格を計上させていただいた中に人件費は、700万円ということで出させていただいております。資料の40ページにあります。そこに基準価格の内訳書というのを記載させていただいております。その中で、人件費700万円程度を市としては見込んでおりますよということでございますので、その範囲の中若しくは歳出の範囲の中で、大成ビルさんが計算をされた金額だと理解しております。

○委員（有村隆志君）

ここは今、区画整理をやっていて、前の道路がまだきちっとになっていない状態です。駐車場の台数は今後どうなるんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

基本的には駐車場の台数が増えるということはないと。今の駐車場の中でやっていただくということになろうと思います。

○委員（有村隆志君）

先ほど、植山委員のほうからもお話がありました利用料のところなんですけれども、遠くから来るというよりも、地域の人が利用するわけですね。日当山のほうに行けば350円くらいなのかなと思うんですけど、近くの方がこれほどありがたい施設はないと思っていて、遠くの人がわざわざ来るということではないので、料金の配慮があってもいいのかなと思います。もう一つ、利用ということで、垂水の道の駅のように複合的なものもあれば、もっと利用できるものなのかなと思ったりもしますが、指定管理するときには、将来的にはそこらも含めて皆様に使いやすいようにしていただければと要望です。

○委員（植山利博君）

1点だけ要望させていただきます。先ほどの民営化のことを言いましたけれども、指定管理で持

っておけば、年間250万円がずっと掛かっていくわけです。保育園とか老後施設、介護施設なども民営化できるものは民営化しているんですから、この施設だけではなくて、先ほど公共施設のマネジメント計画を言われたけれども、もっと踏み込んだ形で、この施設の民営化の検討はすべきだと思いますので、それだけは求めておきたいと思います。

○委員（中馬幹雄君）

人件費の件ですが、再度確認をしたいんですけれど、この2年間は直営でしてきたわけですよね。常駐職員の支給額は、そのときとここにありますが平成28年度からの分で変化がありますか。

○観光課長（八幡洋一君）

おおむね、うちで提案した金額に沿った提案となっていると理解しております。

○委員（中馬幹雄君）

それから管理者と従事者の方たちが今8人いらっしゃいますけれど、来年度も同じように雇用される予定であるのか、お聴きします。

○観光課長（八幡洋一君）

今後、議決いただいた後に指定管理者の方と協議をしますけれども、今、勤めておられる方々は優先的というような話はさせていただきながら、今回、大成ビルサービスのほうも、雇用については地元雇用ということが一番目に言われておりますので、そういう中で協議させていただきたいと思っております。

○委員（中馬幹雄君）

前回、ちょっと問題になったのが、温泉の隣にある石蔵ですか。あれの管理というのはどうするのですか。

○観光課長（八幡洋一君）

今回につきましても、石蔵は指定管理から外しております。

○委員（厚地 覺君）

議案第133号についてお伺いします。一般質問したように、これも大きく資本金を食い込んでいるんですよね。だから手を引いて、植村組のほうに譲渡する考え方がなかったものかどうか。それと、平成26年度は1億5,943万円の利用料金があるわけですが、人件費も相当食い込んでいるから、こういう結果が出るわけです。前回の一般質問の中で、今後、減価償却の確認などを行い、正常な経理を行っていきますとあったんですけれど、この前の決算報告書に原価償却が載っていないんです。議場で明言されながら、平成26年度は載っていないと。これを載せれば相当なマイナスがあるから、わざと載せなかったのかどうか、今後どういうふうにして正常な姿にしていくのか、その辺をお伺いしておきます。

○観光課長（八幡洋一君）

9月に提出させていただきました神話の里の関係の書類ですけれども、これにつきましては取締役会の中で、全て協議をされております。この帳簿関係につきましても、税理士が入られて、そう

いう中で、我々も一般質問でこういう御意見がありましたということはお伝えしておりますけれども、私たちもその取締役会の中に入っているというわけではございませんので、意見・要望という形でお伝えしていただくという状況でございます。

○委員（厚地 覺君）

取締役会も、これは経理を上げてくれば、それで終わるわけなんですよ。これを1から10まで審議する時間もないわけですから。税理士にちゃんとした決算資料を出してくださいと、こちらから要望しない限りは、出してきませんよ。決算を見ても、ただ観光面に大きく寄与していますということやっているわけですから、ちゃんとした経理をして正常な姿に戻していただくように平成27年度の決算はそれを上げてください。正常な決算資料は出るはずですよ。その辺を要望しておきます。

○委員外委員（前川原正人君）

3点お聞きをしておきたいと思います。議案第123号の浜之市ふれあいセンターの件についてですけども、まず第一は、今後、指定管理をされるであろう指定管理者と従業員の件については、協議をしていくんだということなんですけど、そこで働いている人たちの移るのかどうするのかという意向調査をしたのかしていないのか。二つ目は、先ほど植山委員のほうからありましたけれども、林業振興関係の補助金を財源捻出の一つの方法をとって造られた経緯があるわけですが、この場合、補助金適正化法との絡みで、そこはクリアされているのかどうか。三つ目は、議案第133号の神話の里公園の関係ですが、出資比率というのは市が51%、神話の里公園のほうで49%ということで、比率については以前と変わらないのかお示しいただきたいと思います。

○観光課長（八幡洋一君）

まず、従業員の方々への意向調査の件ですけども、現在のところは、市からの意向調査はしておりません。今後、議決を得ませんと何も動けませんので、今後の協議かなというふうにご検討しております。それから補助事業の関係ですけども、先ほども部長が答弁いたしましたとおり、今後の協議ですので、そういう中で補助事業がどうなのかというところも精査をしていきたいというふうにご検討しております。

○商工観光部長（池田洋一君）

この森林振興の関係の補助事業を使っているということで、適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）等に違反しないかという御質問でございますけれども、これにつきましては、当然、森林振興の啓発とかそういうものも含めながら、浜之市ふれあいセンターは運営することですので、適化法については違法なものではないと認識しております。出資比率については変わっておりません。

○委員外委員（前川原正人君）

適化法の関係ですけど、売りどばすということとは性格が違うわけですよ。要は、指定管理として最終的に責任は行政にあるわけですけど、例えば、もし適化法の問題があったとしても、その部分については指定管理者を市が指定をして、そして運営することには問題ないという、そう

いう理解の仕方でもよろしいわけですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

指定管理に関しての適化法については、先ほど答弁しましたような形で、違法性はないと思います。ただし、先ほど植山委員が売却とか言われましたけれども、そういう場合については、当然、慎重に国との協議等でどういう問題があるのかということまで含めた上で、民間に売却するのかという判断はしていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（池田綱雄君）

1点だけ、先ほど質問で意向調査については議決になってから協議をするということでしたが、意向調査をするという理解でもよろしいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

基本的には、市が決められることではありませんので、そういう方々が働きたいという意向があれば、直営でやっている間にお聞きしながら、指定管理者のほうにお伝えして、最終的には指定管理者のほうが決めてられると思いますので、そういう要望があれば伝えていきたいというふうに考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第123号及び議案第133号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後12時15分」

「再開 午時 1時15分」

△ 議案第117号、指定管理者の指定について（霧島市国分野口生活改善センター）から

△ 議案第122号、指定管理者の指定について（霧島市国分松木営農研修施設）まで

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第117号、指定管理者の指定について（霧島市国分野口生活改善センター）から議案第122号、指定管理者の指定について（霧島市国分松木営農研修施設）まで以上6件を、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

農政畜産課関係を御説明いたします。議案書の45ページをご覧ください。議案第117号、指定管理者の指定についてであります。霧島市国分野口生活改善センターにつきましては、平成23年4月1日から野口地区自治公民館において直接指定管理をいたしておりましたが、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、同公民館

を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。議案書46ページに施設の概要、指定管理者の概要及び年間事業計画が記載してありますので御確認ください。提案理由としましては、当施設におきましては、野口地区自治公民館の管理により、地域住民の文化、教養及び福祉の増進を目的とした適切な維持管理がなされており、また、効果的にかつ効率的な管理運営が期待できることから、引き続き同公民館を直接指定しようとするものでございます。次の議案第118号から第122号の国分新町生活改善センター、国分広瀬生活改善センター、国分広報研修施設、国分本戸営農研修施設、国分松木営農研修施設の5施設につきましても、議案第117号と同じく、平成23年4月1日から各地区自治公民館において直接指定管理をいたしておりましたが、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、各公民館を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定議案説明資料につきましては、各議案の次ページに施設の概要、指定管理者の概要及び年間事業計画が記載してあります。提案理由につきましても、各地区自治公民館の管理により、地域住民の文化、教養及び福祉の増進を目的とした適切な維持管理がなされており、また、効果的にかつ効率的な管理運営が期待できることから、引き続き各自治公民館を直接指定しようとするものでございます。以上で、農政畜産課の説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

野口を始め、生活改善センター、本戸の営農研修施設とあるわけですが、この改善センター等には調理施設がありますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

簡易なものまで含めて全てあると思っております。

○委員（木野田誠君）

この調理施設の利用料金の設定とかはありますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

全てを含んでの自治公民館的な取扱いということで、使用料の設定をしておりません。

○委員長（池田綱雄君）

この施設の中で洋式トイレがあるのかということと合併浄化槽は設置されているのか教えてください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

6つの施設ですので、一つずつ申し上げます。野口生活改善センターは、和式トイレが2つで洋式トイレはございません。単独浄化槽です。新町生活改善センターは、洋式トイレが2つ、和式ト

イレが2つ、小便器が2つで合併浄化槽です。広瀬改善センターは、洋式トイレが1つ、和式トイレが1つで下水道です。国分広報研修施設は、洋式トイレが2つ、和式トイレが1つ、小便器が2つで合併浄化槽です。国分本戸営農研修センターは、洋式トイレが2つでくみ取りです。国分松木営農研修施設は、洋式トイレが2つ、小便器が2つで合併浄化槽です。

○委員（有村隆志君）

その中で単独槽から本戸はくみ取りということですが、この辺の整備は今後どのように考えていらっしゃいますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

実質的に自治公民館という使い方もあるものですから、ほかの自治公民館も含めて総合的にという形で検討していかなければいけないのかなと思っております。

○委員（植山利博君）

全ての施設が、目的として地域住民の文化教養及び福祉の増進ということになっているわけですが、それぞれの施設で、例えば教育主事が配置にされている施設があるのか若しくは配置されていなければ、年間、定期的にそこに派遣と言いますか、行かれて具体的なそういう活動をなされている実績があるのか少しお示しをください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

公民館の主事等については配置されておられません。我々のほうでは把握はしてないんですが、そこに行つての活動というのは、多分ないのかなと思っております。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

この施設は、各地区の自治公民館ということで、自治会活動が主でございます。委員がお尋ねの主事といったようなものについては、いわゆる社会教育法上で定められている公民館です。中央公民館とか地区公民館とかでございますが、そういったところでは、主事を置いています、それは社会教育活動の場ということでございます。こちらのほうは自治活動の場ということで、配置していないということでございます。

○委員（木野田誠君）

教えていただきたいんですけども、この生活改善センターの管轄は農政のほうになるわけですよ。今、教育委員会を言われましたけど、この辺の兼ね合いはどういうふうになるわけですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

これらの施設につきましては、昭和53年頃から建設しておりますが、多分、その頃、農村の生活改善とかそういう運動が進んでおまして、その中で加工室を含めたということで農政サイドでの事業で造っておりますが、実質は、地区の自治公民館が活用されているということだと思います。教育委員会の公民館につきまして、今、部長が申し上げましたとおり条例公民館ということで、地区の公民館的な形で条例付けられているところにつきましては、教育委員会の管轄です。今回の施設につきましては農政の施設であるんですが、公民館長さんも共生協働推進課のほうにいろいろな

ことを言ってこられるということで、中身につきましては自治公民館という形になっているようです。

○委員（蔵原 勇君）

この6つの施設を指定管理にされるわけですけど、一番古いもので何年ぐらい経過していますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

野口生活改善センターと新町改善センターが昭和53年の建設で一番古いです。

○委員（有村隆志君）

要望になりますが、今、自治公民館扱いとおっしゃったので、前回、私がAEDの質問をしたときに、各公民館の利用状況に応じてということでしたので、農政サイドで、これらの利用頻度とかの調査がありましたか。分からなければいいですが、設置していただきたいという点から。

○農政第1G長（山下 晃君）

御質問の件につきましては、以前、共生協働推進課のほうでは調査されておりますけど、こちらのほうでは把握しておりません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第117号から議案第122号まで以上6件について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時28分」

「再開 午時 1時30分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

先ほどの審査の中で御質問のありました、霧島市溝辺竹子集会センター耐用年数につきましてですが、木造であり24年ということでございます。次に、横川地区の施設について、修繕の資金をどのように取り扱われているかということですが、5万円未満のものにつきましては自治会で行っており、5万円以上のものにつきましては、霧島市の地域振興補助金を活用して修繕等が行われているということでございます。

△ 議案第137号、字の区域の変更についてから

△ 議案第139号、字の区域の変更についてまで

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第137号、字の区域の変更についてから議案第139号、字の区域の変更についてまで以上3件を、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○耕地課長（島内拓郎君）

議案第137号、議案第138号、議案第139号、字の区域の変更について、一括して説明申し上げます。94ページです。議案第137号、字の区域の変更については、県営農村振興総合整備事業において、溝辺町下有川地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり整理する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、大字有川の字鑑田(あぶみた)、字鑓園(たたらぞの)の一部を字平田に、字鑑田(あぶみた)の一部を字井出下(いでした)に、字川原田の一部を字山ノ口に、字川原田、字宮宇都、字岩瀬戸、字梅ヶ迫(うめがさこ)の一部を字梨子木(なしき)に、字鑓園(たたらぞの)、字平田の一部を八ヶ代に、字鑓園(たたらぞの)、字松ヶ迫の一部を鑑田(あぶみた)に、字石踊の一部を字久木田にそれぞれ包括し、変更するものでございます。次に、議案第138号、字の区域の変更については、県営農村振興総合整備事業において、溝辺町及び横川町の宮原・久留味(くるみがわ)川地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、溝辺町大字三縄字山下の一部を字橋口に、溝辺町大字竹子字久保田の一部を横川町大字下ノ字荒巻に、横川町大字下ノ字荒巻、溝辺町大字竹子字久留味(くるみ)川、字新田の一部を字久保田に、字久保田、字中迫、字宮原、字久留味川の一部を字新田に、字新田、字中迫、字本宮の一部を字宮原に、字田方上、字宮原の一部を字本宮に、字棚迫、字山口田の一部を字田方にそれぞれ包括し、変更するものです。次に、議案第139号字の区域の変更については、県営中山間地域総合整備事業において、福山町野谷地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、福山町大字佳例川字野谷ノ頭(かしら)の一部を字野谷ノ下に包括し、変更するものです。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

こうして字を変更するわけですが、それは地域の人にお伝えしないといけないと思うんですが、するのもしないのかどうですか。

○耕地第1G長（川崎千秋君）

圃場整備におきまして、もともと不整形なところ直線にするなどして、ちゃんとした境界を決め

るんですけども、最後の清算の測量をしまして、その段階で、個々の地番及び面積を一人一人に通知します。そこで土地の面積が増えたり減ったりしていますので、場合によっては清算金という部分で増えた方はお金を払う、減った方は逆にもらうというところで、法務局のほうに手続まで終了して終わらせるということになります。

○委員（木野田誠君）

字の変更が生じるわけですけども、地主には図面ができて工事の段階で、こういうふうにも変わってきますよというようなことは教えるんですか。それとも、事後に知らせるんですか。

○耕地第1G長（川崎千秋君）

まず、圃場整備をする区域を測量いたしまして、皆さんに立会いをしていただきます。そこで境界が決まるんですけども、それからその区域の圃場整備の計画案を立てまして、道路とか用水路の位置、それと皆さんの土地の位置ですね、この位置でいいでしょうかと、全ての方が納得されて、そこで印鑑をついていただきまして、皆さん100%の同意になって、初めて工事を発注し、工事が完了したところを最終的にもう一回測量をして、若干の測量誤差がありますので、先ほど言った清算事務等が発生してくるということになります。ですから、皆さんの同意がないと、事業自体がなかなか前に進まない状態です。同意ということで納得してもらって進めております。

○耕地課長（島内拓郎君）

補足でございますが、区域の変更時の手続におきまして、議会が議決した後、市町村長が告示となりまして、その後に関係機関への通知という手段をとることになります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第137号から議案第139号まで以上3件について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午時 1時42分」

△ 議案第135号、指定管理者の指定について（隼人駅前公園 外33公園）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第135号、指定管理者の指定について（隼人駅前公園外33公園）、について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第135号、指定管理者の指定について、概要を御説明申し上げます。都市公園において、隼人駅前公園など34施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指

定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

議案第135号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。現在、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者としている隼人等都市公園について、平成28年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、公益社団法人霧島市シルバー人材センターのみ応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、公益社団法人霧島市シルバー人材センターが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、公益社団法人霧島市シルバー人材センターに平成28年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。資料は、1から6までありますので御確認ください。ページは通し番号で打ってあります。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項4の指定管理者が行う業務等について、ご覧ください。(1)公園の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務(2)公園の使用の許可等に関する業務(3)公園の使用料の収受に関する業務(4)公園の利用の禁止及び制限に関する業務(5)公園の利用者アンケートの実施に関する業務(6)前各号に掲げるもののほか指定管理者が管理上必要と認める業務(7)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に4ページの募集要項6の管理に要する経費について、公園の管理に要する経費は、雑収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第4号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に4ページから5ページにかけての募集要項8の参加資格について、②で「平成27年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に7ページ募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく7～8ページの募集要項14の(2)をご覧ください。審査基準と配点につきましては、事業計画の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか。この項目につきましては適・否で判断し、「否」と判断された場合は失格となります。1. 事業計画の内容が、当該公の施設の効果を最大限に発揮させるものであるか。配点30点、2. 事業計画書の内容が、管

理に係る経費の縮減が図られるものであるか。配点20点， 3. 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。配点30点， 4. その他，当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。配点20点， 4の内容としては，①市の施策との連携②施設・設備等の維持保守管理③関連する機関との円滑な交渉及び意思疎通ができる体制④事務所の設置場所及び受付体制となっております。また，選定委員会の審査後は，「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき，最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に，資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って，選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず，委員構成について御説明いたします。報告書48ページをご覧ください。こちらに委員の構成をお示ししております。隼人等都市公園の審査委員は，内部委員が平野副市長，中村副市長，高田教育長，川村総務部長，塩川企画部長，川東建設部長，建設施設管理課長，施設利用者及び学識経験者からなる外部委員が，毛利 洋子氏，諏訪園厚子氏，本田寛子氏，山口智子氏の計11人となっています。次に49ページ目，「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会は3回の会議を開催し，指定管理候補者を選定しました。まず，第1回の会議では，施設の訪問を行った後，事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行いました。第2回の会議では，委員から申請者に対し，事業計画書の内容について不明な点や，詳しく聞きたい点などについて，ヒアリングを実施しました。その後各委員が持ち帰って評点を行い，第3回の会議で委員全員の得点を合計し，さらにその公益社団法人霧島市シルバー人材センターが指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し，選定意見を取りまとめています。次に「5 審査方法」について御説明いたします。委員会では，施設の募集要項において，あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って，申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査，申請者へのヒアリングを行いました。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じものが，59～60ページに記載してあります。次に，審査に当たっては，61ページ，資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて，それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は，まず標準を，配点の6割を得点とする評価「C」とし，提案内容が標準である「C」より優れている場合は，満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け，また，標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」，又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお，記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また，こちらの評点結果や，当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については，資料2の市長報告が46ページからございますが，その中の53ページをご覧ください。霧島市シルバー人材センターの評点は，11名の委員がそれぞれ100点満点で評点を行い合計点が1100点中863点で，候補者として選定できる基準の合計点の6割を満たしております。また，当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については，お手持ちの議案資料に概要を掲載しております。主な選定意見につきましては，・広範囲にわたる34か所の公園を常にきれいで清潔に保つため，それぞれの公園の近隣にお住まいの会員や利用者を味方につけ，

自分たちの公園として進んで管理していただく「都市公園サポーター」を計画している点を評価した。・平成12年から約15年間にわたる管理実績により、公園の位置、地形、作業の内容、範囲等を熟知しており、これまでどおり安定した都市公園の管理が期待できる。・34か所の都市公園を面積、利用客数、利用頻度等でA～Dランクに分け、ランクごとの優先度により作業回数を決めるという、費用対効果に考慮した維持管理手法を評価した。・シルバー人材センターは、多くの有資格者を含む950人もの会員が在籍することから、人材の宝庫であり安心して任せられる。また、高齢者の雇用確保による生きがいづくりという面でも評価できる。・自動販売機売上の分析により、毎年の指定管理料を10万円ずつ削減するなど、収支予算書の内容にも実現性がある。などの意見がございました。以上で隼人等都市公園施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長(池田綱雄君)

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑の際は、施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員(有村隆志君)

それぞれのトイレがありますけれども、合併浄化槽になっているのか、そこらはどうでしょうか。

○委員長(池田綱雄君)

すぐ出ますか。それぞれだから全施設ですよ。あとで資料をお願いします。

○委員(有村隆志君)

提案のありましたと霧島市シルバー人材センターのほうで、都市公園サポーターを計画していらっしゃるということでございます。この全公園それぞれにそういうサポーターを設けるのかその内容等をもう少し具体的に教えてください。

○建設施設管理課長(長谷川俊己君)

霧島市シルバー人材センターのほうから、都市公園サポーターを組織しますという提案がございました。同センターの隼人地区には約330名の会員が在籍し、都市公園周辺に居住しておられますこれらのセンター会員を軸として、各都市公園に都市公園サポーターを組織し、専門的に公園管理班を支援しますということで、サポーターの具体的な取組は、地域の公園を自分たちの憩いの公園として受け止め、原則毎週月曜日にボランティアで清掃作業を実施し、美観を保ちますというような活動のサポーターを計画しているということでございます。

○委員(有村隆志君)

その方々が、ボランティアで点検しながら清掃などの管理をしながら、見守るという形でいいわけですね。

○建設施設管理課長(長谷川俊己君)

そういうことで理解しております。

○委員(厚地 覺君)

高千穂の竜石ゾーンポケットパークですけれども、これは御承知のとおり、洋式トイレと小便器

一部屋にあって間仕切りがないんですよ。これは、男が用を足すときはそれでいいでしょうけど、女性が入っているときに男が隣で用を足すというのはおかしいです。なんとか改善できないですか。なぜ、ああいう施設を最初から造ったのかお伺いします。

○建設施設管理課長(長谷川俊己君)

トイレには、男性と女性を分けて仕切っているトイレが多いのですが、男性の小便器と洋式トイレがあって、今言われた間仕切りがないトイレもほかにもあるところなんですけれど、利用客の頻度に応じて、そういうトイレを設置されたかというふうに考えているとでございます。

○委員(厚地 覺君)

利用者数もですが、あそこは駐車場になっているんですよ。ですから、保育園や小学校の運動会で、あそこに車を止めているわけですから、トイレを造っていながら、間仕切りがない個室がないというのは、ちょっとおかしいと思いますので、ぜひ改善していただきたいと思います。

○建設施設管理課長(長谷川俊己君)

私どもが管理をしていますけれども、造ったときの経緯とか含めて牧園総合支所と協議をしてやってみたいと思います。

○委員(木野田誠君)

地番は分からないんですけども、日当山の島田泌尿器科の近くに公園がありますよね。あれが都市公園であるか分からないですけども、隼人にほかにもたくさん公園があって、駐車場がなく、路上駐車をしていらっしゃって、ここに駐車場を造ってもらわないと道路にとめるものだから、どうしようもないという話を聞いたことがあったんです。ほかにも駐車場のない公園というのはあると思いますが、例えばあそこはグランドゴルフをしていらっしゃいますけども、そういう方たちが公園に車を止められる、要するに駐車場を造るということは、今後どういうふうに考えているかお伺いします。

○建設部長(川東千尋君)

御指摘の公園は、一覧表に記載してあります10番の姫城中央公園かと思います。こちらのほうで今度、指定管理者のほうに委託を出しているんですが、この公園につきましては、数年前から本会議でもそのような御指摘があって、今、検討しているところでございます。ただその質問があったときの一つの答弁として、あそこは区画整理で創出された公園で、当初が街区公園ということで、車での来訪を想定していないということです。あの辺の公園にはほとんど全てと言っていいぐらい、そういったスタイルの公園になっております。ただニーズとかその使い方がいろいろ変わってきて、車が来て周辺の交通に支障が及ぶようであるという事実を私も確認しておりますので、何らかの改善策がとれないかということで、現在検討いたしております。ただ、あそこは広い公園ですので、例えば公園の中で数台のやり繰りができないこともないかもしれませんが、その他の公園につきましては、駐車場の確保というのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

○委員(木野田誠君)

公園に車で来て、ほかの人に迷惑を掛けるということであれば、私どもも厚地委員もそうすけれども公園は全くないわけですから、そこらを考えれば公園が狭くなっても、車を公園の中におさめるということ、なるべく早くやっていただいたほうがいいのではないかと思います。

○委員長(池田綱雄君)

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 9分」

「再開 午後 2時12分」

○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員(植山利博君)

何点か確認させていただきたいと思います。この委員会の外部委員を選考される時に、ほかの部署でもそうなんですけど、このメンバーでいろいろ審査をされたわけでしょうけれども、期せずして女性だけなんですよね。それぞれ選ばれたのは所管も違うわけだけど、何かクォータ制とか何か意図を持ってされたのか分かっておればお示ししたいと思います。

○建設施設管理課長(長谷川俊己君)

今回は外部委員4人全員が女性ということでありまして、これは内部委員が全員男性であることから、霧島市男女共同参画推進条例に基づき、外部委員は女性の選任に努めたということでございます。

○委員(植山利博君)

この51ページを見ると、隼人都市公園の応募は霧島市シルバー人材センターだけであったわけですが、公募という性格からすれば、幾つかの団体がプレゼンテーションをして競い合うという形が理想かなと思うんですが、その辺の配慮はなかったんですか。

○建設施設管理課長(長谷川俊己君)

結果的には、霧島市シルバー人材センターだったんですけど、公募を始めましてから説明会には、もう一社来られたんですけど、応募はされなかったという状況でございました。

○委員(植山利博君)

公募の際の働きかけというのは、いろいろな媒体や手法をとられたと思いますけれども、幾つか紹介していただけますか。

○公園管理G長(川畑 誠君)

主にホームページと広報誌で募集しております。

○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで議案第135号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしば

らく休憩します。

「休憩 午後 2時16分」

「再開 午時 2時18分」

△ 議案第144号，市道路線の認定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に，議案第144号，市道路線の認定について，を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第144号，市道路線の認定について，概要を御説明申し上げます。県道伊集院蒲生溝辺線の一部供用開始に伴い，新設された取付道路を市道として維持管理するため，市道路線の認定について，議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては，担当課長が御説明申し上げますので，よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

議案第144号，市道路線の認定について，御説明申し上げます。鹿児島県は，日置市伊集院町の国道3号線を起点とし，溝辺町麓の国道504号を結ぶ，県道伊集院蒲生溝辺線を整備中の溝辺町有川の県道加治木栗野線から溝辺町麓の国道504号までの約3kmの区間を，有川工区として位置づけ，工事が進められているところです。この区間は，今後，段階的に供用開始される予定で，この路線のほぼ中心付近を横断する市道房山（ぼうやま）線を境に，東側の市道馬立～北原線までの約750mが今月下旬に供用開始の予定になっております。一方，西側の市道有川（ありかわ）～陵南（りょうなん）線付近までの約770mが，来年2月末に供用開始される予定で，平成28年度末に全線開通の見通しとなっているところです。今回，市道認定をしようとするのは，来年2月に供用開始を目指している区間に接続する道路で，地元の要望を受けた市が用地取得を行い，県道と併せて新たに整備された県道への取り付け道路で，水尻地区の市道有川（ありかわ）～陵南（りょうなん）線と市道水尻原（みずしりばる）線の交差点から，県道までの延長200mの道路であります。今後供用開始されると，生活道路として県道と一体的な利用が見込まれる路線になるものと考えます。このようなことから，道路幅員が4m以上あるなど，「市道路線認定基準要綱」の要件を満たしているため，県道の一部供用開始に合わせて市道認定をしようとするものであります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（有村隆志君）

現場を見させていただいたんですけど，高速道路のほうには行かずに保育園の近くから左のほうへ行くと蒲生のほうへ行けるということですよ。途中で，栗野加治木線の辺りまでにはいかない

わけですよ。その手前の山の上で止まるわけですよ。位置の確認です。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今言われました保育園のところは市道馬立～北原線ですけど、そこから西側のほうに、陵南のほうから行けば左側に行く道路でございますけれど、改良が終わるのは、今言われました栗野加治木線まではいかず、その前の水尻原の団地があるんですけど、そこまでを今回供用開始をされるということでございます。

○委員（有村隆志君）

それから先は、多分、橋を架けると思うんですけど、その橋の計画はいつ頃完成予定ですか。

○建設政策課政策G長（別當正浩君）

残りの区間は、県は来年度の予算で完成させるという形で進めております。残りの区間というのが、高速道路にも橋ができましたので、先ほどの市道から空港側への国道504号に接続させるところから、西側のほうでは栗野加治木線に接続させるまでの区間で全体延長が2,960mありますので、今回の一部供用開始はその約半分の1,520mになります。

○委員（木野田誠君）

今度、市道認定しようとする道路は、もとは何道だったんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

もともとは道路がなかったわけです。この県道が台地の地盤よりかなり開削されて通るものですから、市道水尻原線に取り付けるために県道から市道へ道路を約200m入れたという、新設の道路です。

○委員（木野田誠君）

もともとある市道水尻原線ですが、これもちょっと下りになって県道と交差しているという形になっているわけですよ。

○建設政策課政策G長（別當正浩君）

県道はこの市道とは立体交差になっていまして、市道がボックスで上のほうを通っていますので、この県道に取り付けることができないものですから、取り付けるために横から下の県道に落とす道路を造ったという経緯です。

○委員（木野田誠君）

非常にぜいたくな道路だなと思いましたが、ただいまの説明で納得いたしました。

○委員（中馬幹雄君）

説明の中で今日もらったカラーの資料ですけども、現場のL字の道路ですが、上の写真を見ればU字の道路になってしまっていて、パッと見たときにどこがどうなっているか全然分からなかったんですけど、写真の撮り方かもしれないんですけど、現実に即応した写真でないで写真でないような気がするんですが。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時27分」

「再開 午後 2時28分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に会議を開きます。

○公園管理G長（川畑 誠君）

先ほどのトイレについて申し上げます。34都市公園のうち31都市公園にトイレが設置してございます。そのうちのトイレ箇所ですが1公園に2か所ある公園もございまして、全て33か所でございます。その中の下水道に接続されているものは13か所。浄化槽に接続してあるもの14か所。あとポータブル式トイレ、くみ取りですけれども6か所でございます。洋式、和式でございますが、洋式が設置されている公園は14か所。和式は19か所となっております。

○委員（有村隆志君）

この中で洋式が14か所ということですけど、和洋でセットになっているところもあるんですか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

洋式のところには和式もあるということで、和式の19か所というのは和式だけということでございます。

○委員（有村隆志君）

公共施設ですので、水環境ということは大事なことかなと。多分ポータブルの6か所というのは利用頻度がなくて、計画が立たない状況じゃないかと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

言われるようにポータブルタイプのトイレは、なかなか使われないことが多いですけども、この中には、近々、下水道が来るものですから、それを待って工事をするということもございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで議案第144号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時48分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 陳情第6号、食品乾燥施設建設に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

まず、陳情第6号、について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

この陳情については陳情者に来ていただいて説明していただきました。陳情者としては乾燥施設を建設することが、地域の農業の将来的な振興それから家畜のブランド化の確立等々、地域経済や地域の雇用等に大きく影響し、建設についてぜひ前向きに取り組んでいただきたいという趣旨だったと思います。質疑の中で、できれば公が建設をしていただければありがたいというような趣旨の発言もありましたけれども、私自信が受け取った感想としては、今後、地熱や地元にある様々な天然のエネルギーを活用した発電などに伴う熱の処理を有効活用していただきたいという、そういう調査・研究していただきたいというのが、本来の思いだったというふうに私は理解をいたしました。今後、霧島市は地熱発電の調査・研究もし、また、それに向けて帆を進めようとしております。執行部も食品乾燥施設の建設に、すぐ手掛けるということは、現在のところでは全く考えていないということでした。私も、霧島市としてこのような施設を建設するという事は、いかがなものかなというふうに思っております。ただ、霧島市のそういうポテンシャルを活用して、新規の事業を導入する際には、このような施設も併せて建設できないか、どういう利活用ができるのか、今後、執行部においても調査・研究をする必要があるということについては、同じような見解を持っていたというふうに理解をいたしております。それで、私としては、こういう趣旨としては十分理解できると。ただ、霧島市に対して今すぐ建設を求めるということには、同意しかねるという見解を述べさせていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時50分」

「再開 午時 2時54分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘に関する給湯について）

○委員長（池田綱雄君）

陳情第2号, について意見はありませんか。

○委員 (植山利博君)

この件は, 執行部の説明によって, この陳情の趣旨そのものは完結していると。強く調査をしてほしいと, それからタンクの中には配湯されたお湯はどこに行ったのか調査をしてほしいということで, この二つとも既に結論は出せますよということですから, この陳情そのものの内容は, 既に実現されているというふうに私は思いました。ですから, 結果としては, もうちょっと早く判断すればよかったのですが, 今の段階では採択でも不採択でもどちらでもいいような気が, 正直しております。不採択とするためには, これはもう既に実現されているので, あえて採択する必要はないというような理由つけるのか, 若しくは採択するのであれば, 陳情者の思いは十分実現されているので採択すると, 両方とれると思います。ただ両方とれるからどうかということもありますし, 今の問題については, 執行部は, 随時解決の方向にまだ取り組むと。そして何とか市民の皆様方の思いは実現をしたいと。なかなか課題解決は難しいけれども, そのために汗をかくということは執行部も言っているわけです。どちらにするのかは, 協議をすればいいのかなというふうに思いますけれども, 陳情の趣旨は実現されているというふうに思っております。

○委員長 (池田綱雄君)

しばらく休憩をします。

「休憩 午後 2時56分」

「再開 午時 3時 2分」

○委員長 (池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので, 次に進みます。

△ 議案第125号, 指定管理者の指定について (霧島市竹子集会センター)

○委員長 (池田綱雄君)

議案第125号, について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので, 次に進みます。

△ 議案第126号, 指定管理者の指定について (横川床波活性化センター) から

△ 議案第130号, 指定管理者の指定について (霧島市横川山ヶ野ふれあい館) まで

○委員長 (池田綱雄君)

議案第126号から議案第130号までについて意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

- △ 議案第123号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）及び
- △ 議案第133号、指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

○委員長（池田綱雄君）

議案第123号及び議案第133号について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

議案123号についてですが、これまでの2年間、霧島市が直接管理をしていた施設を、今回指定管理をしようとするわけですけれども、今後の指定管理の運営については、料金設定の問題、休日及び営業日の設定の問題、営業時間の問題等々、地域の要望も様々あるようですので、今後の運営にあたっては、地域の利用者の声を十分反映しつつ、経営努力をし運営にあたられることを求めたいというふうに思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

- △ 議案第117号、指定管理者の指定について（霧島市国分野口生活改善センター）から
- △ 議案第122号、指定管理者の指定について（霧島市国分松木営農研修施設）まで

○委員長（池田綱雄君）

議案第117号から議案第122号まで、以上6件について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

- △ 議案第137号、字の区域の変更についてから
- △ 議案第139号、字の区域の変更についてまで

○委員長（池田綱雄君）

議案第137号から議案第139号まで、以上3件について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第135号、指定管理者の指定について（隼人駅前公園 外33公園）

○委員長（池田綱雄君）

議案第135号について意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

いずれの公園につきましても、それぞれの目的等を持って建設されたと思いますが、現在としましては、車の駐車等について問題が生じてきているようであります。このようなことから、公園周辺に違法駐車がないように指定管理者のほうもしっかりと管理をしていただくように、あるいはまた駐車場を併設できるようであれば、そういう駐車場の併設も考えていただきたく思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第144号、市道路線の認定について

○委員長（池田綱雄君）

議案第144号について意見はありませんか

○委員（植山利博君）

議案第144号、市道路線の認定についてであります。この路線は延長200m、幅員7mから9m50cmの道路の認定であります。県が平成28年2月から供用開始を予定している県道から市道水尻原線にタッチをする新設道路の認定でありますけれども、この道路が供用開始されますと県道との結節の道路となります。地域の方々にとっては利便性の確保が非常に高まる道路だと高く評価をしたいと思っております。今後、安全に有効利活用されること求めて評価をしたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情2件及び議案19件の自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第117号、指定管理者の指定について（霧島市国分野口生活改善センター）

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第117号、指定管理者の指定について（霧島市国分野口生活改善センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第117号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第117号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第118号、指定管理者の指定について（霧島市国分新町生活改善センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第118号、指定管理者の指定について（霧島市国分新町生活改善センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第118号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第118号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第119号、指定管理者の指定について（霧島市国分広瀬生活改善センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第119号、指定管理者の指定について（霧島市国分広瀬生活改善センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第119号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第119号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第120号，指定管理者の指定について（霧島市国分広報研修施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に，議案第120号，指定管理者の指定について（霧島市国分広報研修施設）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第120号について，原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第120号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第121号，指定管理者の指定について（霧島市国分本戸営農研修施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に，議案第121号，指定管理者の指定について（霧島市国分本戸営農研修施設）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第121号について，原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第121号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第122号，指定管理者の指定について（霧島市国分松木営農研修施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に，議案第122号，指定管理者の指定について（霧島市国分松木営農研修施設）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第122号について，原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第122号については，全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

△ 議案第123号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第123号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第123号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第123号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第125号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第125号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺竹子集会センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第125号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第125号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第126号、指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第126号、指定管理者の指定について（横川床波活性化センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第126号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第126号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第127号、指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第127号、指定管理者の指定について（横川紫尾田活性化センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第127号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第127号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第128号、指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第128号、指定管理者の指定について（横川正牟田活性化センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第128号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第128号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第129号、指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第129号、指定管理者の指定について（横川上小脇活性化センター）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第129号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第129号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第130号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第130号、指定管理者の指定について（霧島市横川山ヶ野ふれあい交流館）について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第130号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第130号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第133号、指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第133号、指定管理者の指定について（霧島市神話の里公園）について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第133号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第133号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第135号、指定管理者の指定について（隼人駅前公園 外33公園）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第135号、指定管理者の指定について（隼人駅前公園外33公園）について討論に入りま

す。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第135号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第135号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第137号、字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第137号、字の区域の変更についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第137号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第137号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第138号、字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第138号、字の区域の変更についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第138号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第138号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第139号、字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第139号、字の区域の変更についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第139号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第139号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第144号、市道路線の認定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第144号、市道路線の認定についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第144号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第144号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。趣旨採択等の意見があれば、ここで発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

この陳情は、既に6月議会と9月議会の2回にわたって審査をされ、その中で継続審査をされた経緯があります。この陳情の趣旨は、本件問題を解決するために消失した温泉水日量125tの原因究明と、別荘地開発に係る条件等に違反がなかったかの調査を強く求め陳情する、ということになっております。6月議会で議論をされて以降、執行部としては、その調査に当たり、その結論も既に出たという報告を、今日受けております。ですから、陳情の趣旨は、これまでの間に既に執行部において実現されたという状況だというふうに認識をしました。また、当議会がこの問題についてこれ以上の解決をするために取り組める問題ではないというふうに判断をします。民・民の当事者同士で一時、裁判で争われて、その調停を不服として、今も問題解決に至っていないという実情があるようです。その問題解決に当委員会若しくは当議会が踏み込んで対応をするということは、これ

はいかがなものかなというふうに理解しております。それから、執行部としては、今後も引き続き問題解決のために汗をかくと、市民の皆様の思いや願いを実現するために、努力は鋭意続けますという趣旨の発言をされておりますので、今後も引き続き、執行部は問題解決のために積極的に取り組んでいただきたいという趣旨を申し述べた上で、この陳情第2号は、既に実効性が失われているということを根拠に、不採択としてもいいのではないかとというふうに、私は思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかに意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。陳情第2号について、原案のとおり採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立による採決します。陳情第2号について、原案のとおり採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立者なし〕

起立者ゼロ。したがって、陳情第2号については、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

△ 陳情第6号、食品乾燥施設建設に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第6号、食品乾燥施設建設に関する陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。趣旨採択等の意見があれば、ここで発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

本日、陳情第6号について、陳情者の平さんから説明を受けました。説明の中で、公設で食品乾燥施設を建設していただきたいというような趣旨の発言もありましたけれども、陳情者の説明内容をよく聞いていくと、今後、将来、こういう施設が必要なので、例えば地熱とか木質バイオ発電などの熱源を利活用した食品加工施設の建設について、議会としてもしっかりと勉強・調査をしていただいて、今後のそういう建設に向けての取組をしてほしいという趣旨の陳情だと私は感じました。また、執行部の説明を聞いておまして、霧島市がこのような施設を建設する予定はないと。今後、建設の予定はないという趣旨の説明でありました。ただ、今後、農業振興や雇用促進に向けて若しくはブランド確立のために、このような施設の必要性は認識していると。今後、民間事業者なり

が熱利用の施設建設などに伴って、食品乾燥施設を併設できないか調査・研究する必要は感じているとの趣旨の発言だったというふうに、私は理解いたしました。それで、この陳情者の趣旨は理解ができますので、将来に向けて、このような調査・研究をする必要を私自身も感じましたので、陳情者の趣旨を可とし、趣旨採択とすべきものと私は思っております。

○委員（阿多己清君）

私も植山委員と同じ内容でございます。市として、市が主体として施設整備に取り組むべき問題は、少しどうかとは思いますが、陳情者の思いと言いましょか陳情の趣旨というのは十分理解もしましたし、今後、こういうことも想定して、いろいろ研究していくべきなのかなという思いを持っておりますので、本来なら採択か不採択というか決断になるんでしょうけれども、この件については、趣旨の採択でいかがかなと思います。

○委員（木野田誠君）

鹿児島ブランドである鹿児島黒豚に必要なサツマイモの必要性、それから今後の霧島の農業を考えた場合の6次産業化の面からもいろいろと考えた場合、陳情書の中にある趣旨、必要性を考えると執行部が言っておりますように、この施設を即建設するというのは非常に難しい面もありましょが、執行部も先ほどから述べられておりますように、調査・研究の必要性、今後、必要だというふうに話しておられますので、私も趣旨採択という形で採択をしていただきたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

先ほど討論及び自由討議の中で、趣旨採択という意見がありました。お諮りします。陳情第6号について、趣旨採択すべきものとするに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

したがって、陳情第6号については、全会一致で趣旨採択すべきものと決定いたしました。以上で、陳情処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（植山利博君）

今回、指定管理の議案が多かったわけですがけれども、議案審査の中でも何名かの委員から出た意見でありますけれども、この浜之市ふれあいセンターそして霧島市神話の里公園、このような施設については、今後、民営化という運営の在り方も視野に入れて、しっかりと検討していただきたい。やはり公が担うべき施設・事業そして民間に担っていただけるものは民間にと、というような視点から、この二つの施設については、今後、十分に調査・研究しながら、民営化も視野に入れて協議をしてほしいというふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ただいまの御意見を盛り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時30分」

「再開 午後 3時37分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今いろいろな意見が出ました。とりあえず、3月までに、しらさぎ橋とその沿線の事情、それから海岸ではアサリの生育状況の調査をするということによろしいですか。そのほかは、意見が出ました所管事務調査として、産業建設常任委員会は可能であれば農協との語ろかいを開催しようということですが。

○委員（植山利博君）

語ろかいについては、広報広聴常任委員会が公募して、我々の委員会はどことしないといけないということも出てくるでしょう。環境福祉常任委員会でも語ろかいと並行しながら特定の団体とも開催してきましたので、語ろかいは語ろかいで、別に農協と直接に開催すればいいのではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

農協とは日程調整でき次第で行うこととし、3月までには、しらさぎ橋とアサリということで、所管事務調査を行うと。そのほかについては、全般的な産業建設常任委員会の所管事項としてということで提出をしようと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 3時40分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄